

令和 2 年 版

静岡県労働委員会年報

静岡県労働委員会事務局

目 次

第1章 総 説

1 主な活動状況等	1
2 労働委員会の構成	2
3 総会及び公益委員会議の開催状況	5

第2章 不当労働行為の審査等

1 概 況	11
2 不当労働行為取扱事件一覧表	12
3 労働組合の資格審査	13

第3章 労働争議の調整

1 概 況	14
2 労働争議調整事件一覧表	15
3 終結事件の調整概要	17
4 労働争議実情調査	28

第4章 個別的労使紛争のあっせん

1 概 況	29
2 個別的労使紛争あっせん事件一覧表	30

第5章 連絡会議・研修会等

1 全国・ブロック委員連絡会議等開催状況	32
2 委員研修実施状況	35
3 事務局長・主管課長・担当国会議開催状況	36

第6章 資 料

1	不当労働行為事件処理状況一覧表	38
2	不当労働行為事件産業別申立件数一覧表	39
3	労働組合資格審査取扱件数一覧表	40
4	実効確保申立ての状況一覧表	41
5	県労委命令交付後の経過一覧表	43
6	調整事件処理状況一覧表	51
7	調整事件要求事項別申請件数一覧表	52
8	調整事件産業別申請件数一覧表	53
9	調整事件年次別終結所要日数一覧表	54
10	労働争議実情調査件数一覧表	55
11	個別的労使紛争のあっせん事件処理状況一覧表	56
12	個別的労使紛争のあっせん事件紛争内容別申請件数一覧表	57
13	個別的労使紛争のあっせん事件産業別申請件数一覧表	58
14	個別的労使紛争のあっせん事件年次別終結処理日数一覧表	59
15	静岡県労働委員会の沿革と権限	60

＜収録内容について＞

この年報に収録した当委員会の活動状況等は、令和2年1月から令和2年12月までのものである。

＜符号化について＞

- 1 調整事件： 当事者名等を符号化した。
- 2 審査事件： 審問を行っていないものについては、当事者名等を符号化した。

総

説

第 1 章

1 主な活動状況等

(1) 主な活動状況（令和2年1月～令和2年12月）

① 不当労働行為の審査事件等の取扱件数及び終結状況

ア 不当労働行為の審査

単位：件・日

取 扱 件 数			終 結 状 況							翌年 繰越
前年 繰越	新規 申立	計	命令	決定	棄却	和解	取下	計	平均 処理 日数	
1	1	2	0	0	0	0	0	0	—	2

(注)処理日数とは、申立から終結までの日数。

イ 労働争議の調整

単位：件・日

区 分	取 扱 件 数			終 結 状 況						翌年 繰越
	前年 繰越	新規 申請	計	解決	打切	取下	移管	計	平均 所要 日数	
あっせん	0	11	11	5	5	1	0	11	68	0

(注)所要日数とは、調整員の指名から終結までの日数。

ウ 個別的労使紛争のあっせん

単位：件・日

取 扱 件 数			終 結 状 況						翌年 繰越
前年 繰越	新規 申請	計	解決	打切	取下	不開 始	計	平均 処理 日数	
2	11	13	3	4	0	0	7	44	6

(注)処理日数とは、申請から終結までの日数。

② 労働組合の資格審査

単位：件

取 扱 件 数			処 理 状 況				翌年 繰越
前年 繰越	新規 申請	計	適合	取下 打切	不適合	計	
1	22	23	21	0	0	21	2

③ 労働争議実情調査

争議行為予告通知が義務付けられている公益事業 51 件（前年繰越 15 件・新規 36 件）について、実情調査を実施した。

(2) 不当労働行為事件に係る審査期間の目標及び実績

当委員会における令和2年の審査期間の目標は、18 か月である。なお、令和2年中に終結した不当労働行為事件はなかった。

2 労働委員会の構成

(1) 委員

静岡県労働委員会は、労働組合法第 19 条の 12 の規定に基づき、労働者を代表する労働者委員、使用者を代表する使用者委員、公益を代表する公益委員の各 5 人、計 15 人で構成されている。

労働者委員については県内の労働組合の推薦により、使用者委員については県内の使用者団体の推薦により、公益委員については使用者委員及び労働者委員の同意を得て、県知事が任命する。委員の任期は 2 年である。

委員会には、会務を総理するため、会長及び会長代理（会長に故障がある場合に代理する委員）がおかれ、それぞれ公益委員の中から選出される。第 44 期の会長は安間龍彦委員、会長代理は森本耕太郎委員である。

第 44 期委員（令和 2 年 6 月 1 日～令和 4 年 5 月 31 日）

◎会長 ○会長代理 （令和 2 年 12 月末現在）

区分	氏 名	現 職 等	委 員 歴
公 益 委 員	◎安 間 龍 彦 (あんま たつひこ)	弁護士	平 28. 6. 1 (第 42 期) ～
	○森 本 耕太郎 (もりもと こうたろう)	弁護士	平 28. 6. 1 (第 42 期) ～
	中 村 和 夫 (なかむら かずお)	静岡大学学長特別補佐 静岡大学サステナビリティセンター特任教授	平 22. 6. 1 (第 39 期) ～
	笹 原 恵 (さはら めぐみ)	静岡大学副学長（ダイバシティ推進担当） 静岡大学大学院情報学領域教授	平 26. 6. 1 (第 41 期) ～
	宮 田 逸 江 (みやた いつえ)	弁護士	平 30. 6. 1 (第 43 期) ～
労 働 者 委 員	桐 下 裕 之 (きりした やすゆき)	J AM静岡書記長	平 26. 6. 1 (第 41 期) ～
	中 西 清 文 (なかにし きよふみ)	連合静岡会長	平 30. 6. 1 (第 43 期) ～
	原 健 二 (はら けんじ)	U Aゼンセン静岡県支部支部長	平 30. 6. 1 (第 43 期) ～
	金 子 孝 枝 (かねこ たかえ)	スズキ労働組合中央執行委員	令 2. 6. 1 (第 44 期) ～
	武 田 多佳子 (たけだ たかこ)	メガネトップ労働組合中央執行委員長	令 2. 6. 1 (第 44 期) ～
使 用 者 委 員	秋 山 辰 巳 (あきやま たつみ)	一般社団法人静岡県経営者協会専務理事	平 24. 11. 1 (第 40 期) ～
	山 崎 かおり (やまざき かおり)	株式会社山崎製作所代表取締役	平 24. 6. 1 (第 40 期) ～
	松 岡 慶 子 (まつおか けいこ)	株式会社松岡カッター製作所専務取締役	平 24. 6. 1 (第 40 期) ～
	堀 田 尚 志 (ほった ひさし)	元静岡銀行監査役	平 28. 6. 1 (第 42 期) ～
	高 井 正 人 (たかい まさと)	ヤマハ株式会社顧問	令 2. 6. 1 (第 44 期) ～

(2) あっせん員候補者

静岡県労働委員会は、労働関係調整法第 10 条及び第 11 条に基づき、労働争議のあっせんに備えて、あっせん員候補者を委嘱しており、現委員、元委員、事務局長等に委嘱している。

あっせん員候補者名簿

(令和 2 年 12 月末現在)

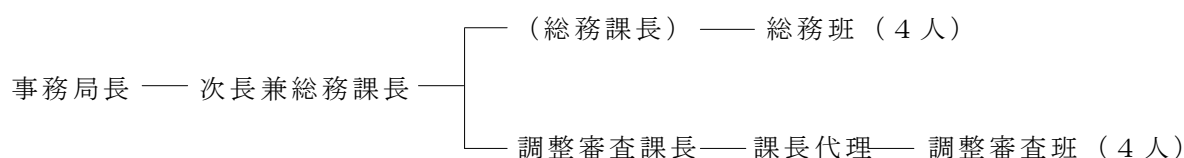
氏 名	関 歴
安 間 龍 彦	弁護士、労働委員会委員
森 本 耕太郎	弁護士、労働委員会委員
中 村 和 夫	静岡大学学長特別補佐 静岡大学サステナビリティセンター特任教授、労働委員会委員
笹 原 恵	静岡大学副学長（ダイバシティ推進担当） 静岡大学大学院情報学領域教授、労働委員会委員
宮 田 逸 江	弁護士、労働委員会委員
桐 下 裕 之	JAM静岡書記長、労働委員会委員
中 西 清 文	連合静岡会長、労働委員会委員
原 健 二	U Aゼンセン静岡県支部支部長、労働委員会委員
金 子 孝 枝	スズキ労働組合中央執行委員、労働委員会委員
武 田 多佳子	メガネトップ労働組合中央執行委員長、労働委員会委員
秋 山 辰 巳	一般社団法人静岡県経営者協会専務理事、労働委員会委員
山 崎 かおり	株式会社山崎製作所代表取締役、労働委員会委員
松 岡 慶 子	株式会社松岡カッター製作所専務取締役、労働委員会委員
堀 田 尚 志	元静岡銀行監査役、労働委員会委員
高 井 正 人	ヤマハ株式会社顧問、労働委員会委員
片 山 志津子	元労働委員会委員
鈴 木 るり子	元労働委員会委員
佐々木 勉	元労働委員会委員
尾 上 景 子	労働委員会事務局長
服 部 敬	労働委員会事務局調整審査課長

(3) 事務局

委員会の事務を処理するため事務局が置かれ、事務局長以下の職員が配置され、所掌の事務を行っている。

平成 11 年度までは総務課の一課体制であったが、フラットな組織形態の導入と総務事務の集中化を図るための組織改正により、平成 12 年度から総務課が廃止され、総務室と調整審査室の二室体制となった。また、平成 22 年度の組織改編により、「室」の呼称を「課」に改め、「係・スタッフ」を「班」に改めた。なお、総務課の職員は、人事委員会事務局、監査委員事務局の各総務課の職員との併任となっている。

(令和 2 年度における事務局の組織)



(4) 兼務職員

県内各地域の労働情勢の迅速な把握や労働問題に関する身近な相談・指導の実施により、紛争の未然防止と労使関係の安定を図るため、各県民生活センターの職員が、委員会の事務を兼務している。

(令和 2 年度における兼務職員の配置)

東部県民生活センター（沼津市）… 1 人

中部県民生活センター（静岡市）… 1 人

西部県民生活センター（浜松市）… 1 人

3 総会及び公益委員会議の開催状況

労働委員会は、合議体としての性質上、総会・公益委員会議等の会議を中心にして業務を行っている。

総会は、公益委員、労働者委員、使用者委員の各5人、計15人の全員による会議で、毎月2回定例総会を開催することとしている。令和2年は定例総会を20回、臨時総会を1回開催した。

公益委員会議は、不当労働行為救済申立ての審査、労働組合の資格審査等を行うため、通常、総会の開催日に開催することとしている。令和2年は、20回開催した。

(1) 総会

回	開催日	出席委員(○印…議長)			議 題
		公	労	使	
1632	R2. 1. 9	○ 安間 森本 中村 笹原 宮田	一 桐下 鈴木 中西 原	秋山 山崎 松岡 佐々木 堀田	(1) 第144回関東ブロック労働委員会三者連絡協議会運営委員会運営委員の委員退任に伴う後任の選出について (2) 第1631回総会(定例)の議事録 (3) 第1592回公益委員会議の議事の概要 (4) 個別的労使紛争あつせん事件(元(個)15号)[開始] (5) 労働争議の終結状況 (6) 令和2年度総会及び諸会議等の日程 (7) 第75回全国労働委員会連絡協議会総会における議題(案)の提出について (8) 関東ブロック労働委員会三者連絡協議会に係る神奈川県労働委員会提案の協議事項について (9) 大規模災害発生時における安否確認等
1633	R2. 1. 23	○ 安間 森本 中村 笹原 宮田	片山 桐下 鈴木 中西 原	秋山 一 松岡 佐々木 堀田	(1) 第1632回総会(定例)の議事録 (2) 第1593回公益委員会議の議事の概要 (3) 審査関係事務処理要領(組合資格審査事務)の改正 (4) 審査関係事務処理要領(非組合員の範囲の認定告示事務)の改正 (5) 審査関係事務処理要領(公益委員会議事務)の改正 (6) 労働争議の終結状況 (7) 労働委員会勉強会「パワハラ指針とは」
1634	R2. 2. 6	○ 安間 森本 中村 笹原 宮田	一 一 鈴木 中西 原	秋山 山崎 松岡 佐々木 堀田	(1) 第1633回総会(定例)の議事録 (2) 第1594回公益委員会議の議事の概要 (3) 争議あつせん事件(2(調)1号)[開始] (4) 個別的労使紛争あつせん事件(元(個)15号)[打切り] (5) 事務局からの情報提供「職場におけるうつ等の問題と労災認定の実際」
1635	R2. 2. 20	○ 安間 森本 中村 笹原 宮田	一 桐下 一 中西 原	秋山 山崎 松岡 佐々木 堀田	(1) 第1634回総会(定例)の議事録 (2) 第1595回公益委員会議の議事の概要 (3) 知事等の損害賠償責任の一部免責に関する条例の制定について (4) 個別的労使紛争あつせん事件(元(個)14号)[解決] (5) 争議行為の予告 (6) 令和2年度個別労働紛争処理制度共同PR事業の実施について (7) 関東ブロック労委労協第42回総会、研修会の結果報告 (8) 今後の労働委員会の在り方検討小委員会の進捗状況
1636	R2. 3. 12	○ 安間 森本 中村 笹原 宮田	片山 桐下 鈴木 中西 原	秋山 山崎 松岡 佐々木 堀田	(1) 審査事務処理要領(不当労働行為)の改正 (2) 全国労働委員会連絡協議会運営委員会委員(関東ブロック選出の公益委員)の交代について (3) 第1635回総会(定例)の議事録 (4) 第1596回公益委員会議の議事の概要 (5) 争議あつせん事件(2(調)2号)[開始] (6) 争議あつせん事件(2(調)3号)[申請] (7) 争議行為の予告 (8) 労働争議の終結状況 (9) 第75回全国労働委員会連絡協議会総会における議題(案)の提出(ブロック提案)について (10) 第144回関東ブロック労働委員会三者連絡協議会の開催 (11) 令和2年2月議会常任委員会(産業委員会)の報告 (12) 労働委員会勉強会「労働紛争における企業の取締役責任」

回	開催日	出席委員(○印…議長)			議 題
		公	労	使	
1637	R2. 3. 26	○ 安間 森本 中村 一 宮田	一 桐下 一 中西 原	秋山 山崎 松岡 佐々木 堀田	(1) 審査事務処理要領(不当労働行為)の改正 (2) 第1636回総会(定例)の議事録 (3) 第1597回公益委員会議の議事の概要 (4) 争議あつせん事件(2(調)3号)[打ち切り] (5) 労働争議の終結状況 (6) 第145回関東ブロック労働委員会三者連絡協議会運営委員の選任 (7) 全国労働委員会連絡協議会運営委員会委員の交代について (8) 第146回関東ブロック労働委員会三者連絡協議会(令和3年度開催予定)の概要
1638	R2. 4. 9	○ 安間 森本 中村 笹原 宮田	片山 桐下 鈴木 中西 原	秋山 山崎 松岡 佐々木 堀田	(1) あつせん員候補者の委嘱 (2) 新型コロナウイルスの感染拡大に対応した労働委員会の業務執行について (3) 第1637回総会(定例)の議事録 (4) 第1598回公益委員会議の議事の概要 (5) 争議あつせん事件(2(調)1号)[解決] (6) 争議あつせん事件(2(調)4号)[開始] (7) 争議あつせん事件(2(調)5号)[開始] (8) 労働争議の終結状況 (9) 第144回関東ブロック労働委員会三者連絡協議会の議題検討 (10) 令和3年度第146回関東ブロック労働委員会三者連絡協議会の開催方針について (11) 令和元年度主要業務の執行状況 (12) 令和2年度事務局体制 (13) 知事等の損害賠償責任の一部免責に関する条例の制定について
1639	R2. 5. 22 (書面開催)	○ 安間 森本 中村 笹原 宮田	片山 桐下 鈴木 中西 原	秋山 山崎 松岡 佐々木 堀田	(1) 書面による総会の開催方法について (2) 第1638回総会(定例)の議事録 (3) 第1599回公益委員会議の議事の概要 (4) 個別的労使紛争あつせん事件(2(個)1号)[開始] (5) 争議行為の予告 (6) 労働争議の終結状況 (7) 第145回関東ブロック労働委員会三者連絡協議会運営委員会委員の承認について (8) 第144回関東ブロック労働委員会三者連絡協議会の議題の回答について
1640 臨時 総会	R2. 6. 1 (書面開催)	○ 安間 森本 中村 笹原 宮田	桐下 中西 原 金子 西村	秋山 山崎 松岡 堀田 高井	(1) 会長及び会長代理の選出 (2) あつせん員候補者の委嘱 (3) 令和2年度定例総会の開催日及び開催時刻について
1641	R2. 6. 25	○ 安間 森本 中村 一 宮田	桐下 中西 原 金子 西村	秋山 山崎 松岡 堀田 高井	(1) 第1639回総会(定例)の議事録 (2) 第1640回総会(臨時)の議事録 (3) 第1600回公益委員会議の議事の概要 (4) 不当労働行為事件(2(不)1号)[開始] (5) 争議あつせん事件(2(調)2号)[取下げ] (6) 争議あつせん事件(2(調)5号)[打掛け] (7) 個別的労使紛争あつせん事件(2(個)1号)[打ち切り] (8) 争議行為の予告 (9) 労働争議の終結状況 (10) 総会の開催日程について(7月以降) (11) 労働委員会業務におけるWe b会議システムの活用 (12) 委員研修会の開催について (13) 第145回関東ブロック労働委員会三者連絡協議会の第1回運営会議(書面開催)の報告 (14) 令和3年度第146回関東ブロック労働委員会三者連絡協議会の会場
1642	R2. 7. 9	○ 安間 森本 中村 笹原 宮田	一 中西 原 金子 一	秋山 山崎 松岡 堀田 高井	(1) 第1641回総会(定例)の議事録 (2) 第1601回公益委員会議の議事の概要 (3) 争議あつせん事件(2(調)6号)[開始] (4) 労働争議の終結状況 (5) 令和2年度公労使委員個別紛争専門研修の開催 (6) 令和2年度労働委員会委員研修会について (7) 令和2年6月議会常任委員会(産業委員会)における報告

回	開催日	出席委員(○印…議長)			議 題
		公	労	使	
1643	R2. 8. 7	○ 安間 森本 中村 笹原 宮田	桐下 中西 原 一 西村	秋山 山崎 松岡 堀田 高井	(1) 第1642回総会(定例)の議事録 (2) 第1602回公益委員会議の議事の概要 (3) 第1603回公益委員会議の議事の概要 (4) 争議あつせん事件(2(調)4号)[解決] (5) 争議あつせん事件(2(調)5号)[打切り] (6) 争議あつせん事件(2(調)7号)[開始] (7) 争議あつせん事件(2(調)8号)[開始] (8) 令和2年度監査・決算審査における質疑応答
1644	R2. 8. 20	○ 安間 森本 中村 笹原 宮田	桐下 中西 原 金子 西村	秋山 山崎 松岡 堀田 高井	(1) 第1643回総会(定例)の議事録 (2) 第1604回公益委員会議の議事の概要 (3) 争議あつせん事件(2(調)9号)[開始] (4) 第145回関東ブロック労働委員会三者連絡協議会の開催について (5) 第145回関東ブロック労働委員会三者連絡協議会の議題等の検討 (6) 大規模災害発生時における安否確認等
1645	R2. 9. 10	○ 安間 森本 中村 笹原 宮田	桐下 中西 原 金子 一	秋山 山崎 松岡 堀田 高井	(1) 第1644回総会(定例)の議事録 (2) 第1605回公益委員会議の議事の概要 (3) 争議あつせん事件(2(調)6号)[打切り] (4) 個別的労使紛争あつせん事件(2(個)2号)[開始] (5) 令和2年度関東地区労使関係セミナーに対する協賛名義の使用について (6) 第75回全国労働委員会連絡協議会総会の開催について (7) 第145回関東ブロック労働委員会三者連絡協議会の議題等回答内容 (8) 第146回関東ブロック労働委員会三者連絡協議会第1回運営委員会の議事の内容 (9) 令和2年度公労使委員合同研修の結果報告 (10) 令和2年度委員研修会の実施方法について (11) 令和2年度「個別労働関係紛争処理制度周知月間」における取組予定
1646	R2. 9. 24	○ 一 森本 中村 笹原 宮田	桐下 中西 原 金子 西村	秋山 山崎 松岡 堀田 一	(1) 第1645回総会(定例)の議事録 (2) 争議あつせん事件(2(調)7号)[解決] (3) 今後の労働委員会の在り方検討小委員会及び作業チームの議論のまとめ等についての意見照会について (4) 第146回関東ブロック労働委員会三者連絡協議会運営委員会委員の選出
1647	R2. 10. 8	○ 安間 森本 中村 笹原 宮田	一 中西 原 金子 西村	秋山 山崎 松岡 堀田 高井	(1) 第1646回総会(定例)の議事録 (2) 第1606回公益委員会議の議事の概要 (3) 第1607回公益委員会議の議事の概要 (4) 個別的労使紛争あつせん事件(2(個)3号)[開始] (5) 個別的労使紛争あつせん事件(2(個)4号)[開始] (6) 争議行為の予告 (7) 関東ブロック労委労協第16回委員研修会 (8) 令和2年9月議会常任委員会(産業委員会)における報告 (9) 監査結果に関する報告
1648	R2. 10. 22	○ 安間 森本 中村 笹原 宮田	桐下 中西 原 金子 西村	秋山 山崎 松岡 堀田 高井	(1) 第1647回総会(定例)の議事録 (2) 争議あつせん事件(2(調)8号)[解決] (3) 争議あつせん事件(2(調)10号)[開始] (4) 争議行為の予告 (5) 第145回関東ブロック労働委員会三者連絡協議会結果報告 (6) 第146回関東ブロック労働委員会三者連絡協議会第1回運営委員会の議事内容 (7) 第75回全国労働委員会連絡協議会総会の開催について(変更) (8) 第75回全国労働委員会連絡協議会総会における発言者等の選出について

回	開催日	出席委員(○印…議長)			議 題
		公	労	使	
1649	R2. 11. 12	○ 安間 森本 中村 笹原 宮田	一 中西 原 金子 西村	秋山 山崎 松岡 堀田 高井	(1) 第1648回総会(定例)の議事録 (2) 第1608回公益委員会議の議事の概要 (3) 争議あつせん事件(2(調)9号)[解決] (4) 争議あつせん事件(2(調)11号)[開始] (5) 個別的労使紛争あつせん事件(2(個)2号)[解決] (6) 個別的労使紛争あつせん事件(2(個)3号)[解決] (7) 個別的労使紛争あつせん事件(2(個)4号)[打切り] (8) 争議行為の予告 (9) 労働委員会規則改正案及び当委員会からの意見について (10) 第145回関東ブロック労働委員会三者連絡協議会議題1及び2の回答報告 (11) 第146回関東ブロック労働委員会三者連絡協議会の準備状況報告(会場等選定) (12) 令和2年度公労使委員個別紛争専門研修の開催及び研修受講者の募集について (13) 令和2年度「個別労働紛争処理制度周知月間」における取組結果 (14) 令和2年度決算特別委員会について
1650	R2. 11. 26	○ 安間 森本 中村 笹原 宮田	桐下 中西 原 金子 一	秋山 一 松岡 堀田 高井	(1) 第1649回総会(定例)の議事録 (2) 第1609回公益委員会議の議事の概要 (3) 個別的労使紛争あつせん事件(2(個)5号)[開始] (4) 個別的労使紛争あつせん事件(2(個)6号)[開始] (5) 個別的労使紛争あつせん事件(2(個)7号)[開始] (6) 個別的労使紛争あつせん事件(2(個)8号)[開始] (7) 労働争議の終結状況 (8) 押印見直しに係る労働委員会規則の改正 (9) 第75回全国労働委員会連絡協議会総会の結果報告
1651	R2. 12. 10	○ 安間 森本 中村 笹原 宮田	桐下 中西 原 金子 西村	秋山 山崎 松岡 堀田 高井	(1) 第1650回総会(定例)の議事録 (2) 第1610回公益委員会議の議事の概要 (3) 個別的労使紛争あつせん事件(2(個)9号)[開始] (4) 個別的労使紛争あつせん事件(2(個)10号)[開始] (5) 労働争議の終結状況 (6) 在り方検討に係る労委規則改正アンケートについて (7) 労働委員会の年報について (8) 令和2年度公労使委員個別紛争専門研修の結果報告 (9) 関東ブロック労委労協幹事会の結果報告
1652	R2. 12. 24	○ 安間 森本 中村 笹原 宮田	桐下 中西 原 金子 西村	秋山 山崎 松岡 堀田 高井	(1) 不当労働行為事件審査事務処理要領の改正 (2) 不当労働行為事件における審査期間の目標について (3) 第1651回総会(定例)の議事録 (4) 第1611回公益委員会議の議事の概要 (5) 争議あつせん事件(2(調)10号)[打切り] (6) 争議あつせん事件(2(調)11号)[打切り] (7) 第76回全国労働委員会連絡協議会総会における議題(案)の提出 (8) 令和3年度総会及び諸会議等の日程 (9) 令和2年12月議会に関する報告

(2) 公益委員会議

回	開催日	出席委員 (○印…議長)	議 題
1593	R2. 1. 9	○ 安間 森本 中村 笹原 宮田	(1) 不当労働行為事件(元(不)2号)[報告] (2) 審査関係事務処理要領(組合資格審査事務)の改正について (3) 審査関係事務処理要領(非組合員の範囲の認定告示事務)の改正について (4) 審査関係事務処理要領(公益委員会議事務)の改正について
1594	R2. 1. 23	○ 安間 森本 — — 宮田	(1) 令和2年度全国労働委員会会長連絡会議の議題の募集について (2) 「今後の労働委員会の在り方検討小委員会中間整理」における不当労働行為審査に係る項目について
1595	R2. 2. 6	○ 安間 森本 中村 笹原 宮田	(1) 資格審査関係(静岡県労働委員会第44期労働者委員候補者の推薦に係る申請) (2) 審査事務処理要領(不当労働行為)の改正について
1596	R2. 2. 20	○ 安間 森本 中村 笹原 宮田	(1) 審査事務処理要領(不当労働行為)の改正について
1597	R2. 3. 12	○ 安間 森本 中村 笹原 宮田	(1) 不当労働行為事件(元(不)2号)[報告] (2) 令和2年度全国労働委員会連絡協議会公益委員連絡会議の議題の募集について (3) 第144回関東ブロック労働委員会三者連絡協議会における公益委員打合せ会及び第83回関東ブロック労働委員会公益委員連絡会議の開催について
1598	R2. 3. 26	○ 安間 森本 中村 — 宮田	(1) 令和2年度全国労働委員会連絡協議会公益委員連絡会議の議題の募集について
1599	R2. 4. 9	○ 安間 森本 中村 笹原 宮田	(1) 不当労働行為事件(元(不)2号)[報告] (2) 新型コロナウイルスの感染拡大に対応した労働委員会の業務執行について (3) 令和2年度全国労働委員会連絡協議会公益委員連絡会議の議題の募集について (4) 令和2年度全国労働委員会会長連絡会議の開催について (5) 令和2年度全国労働委員会会長連絡会議における発言者登録について (6) 第83回関東ブロック労働委員会公益委員連絡会議の議題回答案の検討について
1600	R2. 5. 20 (書面開催)	○ 安間 森本 中村 笹原 宮田	(1) 資格審査関係(法人登記) (2) 第83回関東ブロック労働委員会公益委員連絡会議の議題の回答
1601	R1. 6. 25	○ 安間 森本 中村 — 宮田	(1) 不当労働行為事件(元(不)2号)[報告] (2) 不当労働行為事件(2(不)1号)[申立て] (3) 資格審査関係(2(不)1号) (4) 第84回関東ブロック労働委員会公益委員連絡会議の議題について (5) 令和2年度関東ブロック労働委員会会長連絡会議の議題について
1602	R2. 7. 9	○ 安間 森本 中村 笹原 宮田	(1) 不当労働行為事件(元(不)2号)[報告] (2) 令和2年度十四都道府県労働委員会公益委員会議の開催について
1603	R2. 7. 22	○ 安間 森本 中村 — 宮田	(1) 不当労働行為事件(元(不)2号)の審問内容について (2) 令和元年(不)第2号不当労働行為事件の出席人数制限について (3) 令和2年度十四都道府県労働委員会公益委員会議の開催について (4) 令和3年度十四都道府県労働委員会公益委員会議の開催方針について

回	開催日	出席委員 (○印…議長)	議 題
1604	R2. 8. 7	○ 安間 森本 中村 笹原 宮田	(1) 不当労働行為事件(2(不)1号)[報告] (2) 不当労働行為事件(元(不)2号)の審問内容について
1605	R2. 8. 20	○ 安間 森本 中村 — 宮田	(1) 不当労働行為事件(元(不)2号)の審問内容について (2) 第84回関東ブロック労働委員会公益委員連絡会議の中止について
1606	R2. 9. 10	○ 安間 森本 中村 笹原 宮田	(1) 不当労働行為事件(元(不)2号)[報告] (2) 資格審査関係(法人登記) (3) 令和3年度十四都道府県労働委員会公益委員会議の会場選定について (4) 令和2年度十四都道府県労働委員会公益委員会議の議題回答の検討について (5) 令和2年度全国労働委員会連絡協議会公益委員連絡会議の開催について
1607	R2. 9. 24	— ○ 森本 中村 笹原 宮田	(1) 不当労働行為事件(元(不)2号)[報告] (2) 令和2年度十四都道府県労働委員会公益委員会議の議題回答の検討について
1608	R2. 10. 22	○ 安間 森本 中村 笹原 宮田	(1) 不当労働行為事件(2(不)1号)[報告] (2) 不当労働行為事件(元(不)2号)の命令に向けて (3) 令和2年度全国労働委員会連絡協議会公益委員連絡会議の開催について(変更)
1609	R2. 11. 12	○ 安間 森本 中村 笹原 宮田	(1) 不当労働行為事件(元(不)2号)の命令に向けて (2) 令和3年度十四都道府県労働委員会公益委員会議の開催日について
1610	R2. 11. 26	○ 安間 森本 中村 笹原 宮田	(1) 不当労働行為事件(元(不)2号)[意見開陳] (2) 令和3年度十四都道府県労働委員会公益委員会議の開催日について
1611	R2. 12. 10	○ 安間 森本 中村 笹原 宮田	(1) 不当労働行為事件(2(不)1号)[報告] (2) 不当労働行為事件(元(不)2号)に係る参与委員意見開陳後の公益委員協議 (3) 不当労働行為事件における審査期間の目標について
1612	R2. 12. 24	○ 安間 森本 中村 笹原 宮田	(1) 不当労働行為事件(元(不)2号)[合議] (2) 不当労働行為事件審査事務処理要領の改正について

不当労働行為の審査等

1 概 況

令和 2 年中に当委員会が取り扱った不当労働行為事件は（元－2 号）及び（2－1 号）の 2 件で、前年から繰り越されたものが（元－2 号）の 1 件、新規に申し立てられたものが（2－1 号）の 1 件であった。

不当労働行為事件の推移

区分	項 目			平成 28 年	平成 29 年	平成 30 年	令和元年	令和 2 年
係 属	前年からの繰越			4	3	4	0	1
	新 規 申 立			3	4	0	2	1
	計			7	7	4	2	2
終 結 状 況	命 令 ・ 決 定	救 済	全 部	0	0	0	0	0
			一 部	3	1	1	0	0
		棄 却		0	1	0	0	0
		却 下		0	0	0	0	0
	取 下 げ ・ 和 解	取 下		1	0	1	0	0
		無 関 与		0	0	0	0	0
		関 与		0	1	2	1	0
	計			4	3	4	1	0
終結事件の平均処理日数			3 6 5	3 3 0	3 6 0	8 3	－	

（注）処理日数とは、申立てから終結までの日数をいう。

2 不当労働行為取扱事件一覧表

事件番号 (事件名)	申立人	被申立人	上部 団体	業 種	救済申立内容	労組法 7 条 該当号	申立年月日 終結年月日	処理 日数	第 1 回調査年月日 (調査回数) 第 1 回審問年月日 (審問回数) 結審日	終結 事由	備 考
元 (不) 2	遠州労働者 連帯ユニオン	株式会社 伊藤車輛	有	サービス業 (自 動車整備業)	・ 不利益取扱い ・ 支配介入	1 号 3 号	元. 11. 8 —	—	元. 1. 7 (7) 2. 8. 24 (2) 2. 10. 30	—	
2 (不) 1	Xユニオン	株式会社 Y	有	製造業 (食料品 製造業)	・ 不利益取扱い ・ 誠実団交 ・ 支配介入	1 号 2 号 3 号	2. 6. 1 —	—	2. 7. 31 (3) — (—) —	—	

(注) 処理日数とは、申立から終結までの日数。

3 労働組合の資格審査

労働組合は、労働委員会の労働者委員候補者を推薦するとき、不当労働行為の救済申立てをするとき、法人登記をするとき等に、労働委員会に労働組合の資格審査の申請をしなければならない。このため、労働委員会では、申請のあった労働組合が、労働組合法第2条及び同第5条に規定された要件を備えているか否かを審査している（労働委員会規則第22条）。

年	申請区分	適 合	取下・打切	不適合	継続中	年計
前年繰越分	不当労働行為	0件	0件	0件	1件	1件
2年新規分	不当労働行為	0件	0件	0件	1件	22件
	法人登記	・そよかぜ労働組合 ・アウトソーシング労働組合 2件	0件	0件	0件	
	委員推薦	・UAゼンセンSSUAメガネトップ労働組合 ・UAゼンセンSSUAメガネトップ労働組合 ・日清紡労働組合藤枝支部 ・マックスバリュ東海MYユニオン ・日立ジョンソンコントロールズ空調労働組合 ・スズキ労働組合 ・旭テック労働組合 ・カワイ労働組合 ・連合静岡ユニオン ・ジャトコ労働組合 ・ヤマハ労働組合 ・東芝キャリア労働組合富士支部 ・国鉄労働組合静岡地方本部 ・国鉄労働組合静岡地方本部 ・全日本建設交運一般労働組合静岡県本部 ・ユーコープ労働組合静岡県支部協議会 ・全矢崎労働組合 ・UAゼンセン東邦テナックス労働組合三島支部 ・ヤマハ発動機労働組合 19件	0件	0件	0件	
	労働者供給事業	0件	0件	0件	0件	
合 計		21件	0件	0件	2件	23件

労働争議の調整

1 概 況

令和2年中に取り扱った調整事件は11件であり、全て新規申請であった（※1）。

新規申請事件11件の内訳は、申請者別では組合が10件、争議団が1件であった。

業種別では、製造業が3件（情報通信機械器具製造業1、食料品製造業1、飲食製造業1）、卸売・小売業が2件、サービス業が2件（職業紹介・労働者派遣業2）、運輸業が1件（道路貨物運送業1）、その他が3件（保険業1、宿泊業・飲食サービス業1、医療・福祉1）であった。

調整事項別では、団交促進が4件、賃金等が3件、経営・人事が3件及びその他（パワハラ等への謝罪）が1件であった。

係属した11件全てが年内に終結した。終結した11件の内訳は、解決5件、打切り5件、取下げ1件、所要日数（調整員の指名から終結までの日数）は最短が3日、最長が121日で、平均所要日数は68日であった。

調 整 事 件 の 推 移

区 分	項 目	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年
係 属	前 年 からの 繰 越	1	0	2	0	0
	新 規 申 請	3	9	5	4	11
	計	4	9	7	4	11
申 請 者	労 働 組 合 (うち 争 議 団)	3 (0)	8 (0)	4 (0)	4 (0)	11 (1)
	使 用 者	0	1	1	0	0
	労 使 連 名 申 請	0	0	0	0	0
	計(※2)	3	9	5	4	11
業 種 (※3)	建 設 業	0	0	0	0	0
	製 造 業	0	1	1	3	3
	運 輸 業	0	2	1	0	1
	卸 売 ・ 小 売 業	0	1	0	0	2
	サ ー ビ ス 業	2	2	1	0	2
	そ の 他	1	3	2	1	3
	計(※2)	3	9	5	4	11
調 整 事 項	賃 金 等	1	2	0	1	3
	給与以外の労働条件	0	0	0	1	0
	団 交 促 進	2	4	1	2	4
	経 営 ・ 人 事	0	3	4	0	3
	そ の 他	0	0	0	0	1
	計(※2)	3	9	5	4	11
終 結 状 況	解 決	0	2	4	1	5
	打 切	4	3	3	3	5
	取 下	0	2	0	0	1
	不 開 始	0	0	0	0	0
	移 管	0	0	0	0	0
	翌 年 へ の 繰 越	0	2	0	0	0
	計	4	9	7	4	11
終結事件の平均所要日数		59	44	55	27	68

※1 調整種別は、全て「あっせん」である。

※2 申請者別、業種別、調整事項別の件数は、新規申請分の件数である。

※3 「業種」のうち「サービス業」は第6章資料8の産業区分記号L・M・N・Q・Rに対応し、また「その他」は同O・P・S・Tに対応する。

2 労働争議調整事件一覧表

通 番	事件 番号	調整区分	申請	人 数		業 種	調整事項	事件概要	調整 結果	申請年月日 (指名年月日) 終結年月日	調整 回数	処理日数 (所要日数)
				組合員	従業員							
1	2 (調) 1	あっせん	労	17	104	保険業	パワハラ等に対する謝罪	組合員へのパワハラ等に対する謝罪を求めた事件。被申請者に対し、謝罪の可否の確認を中心に調整を図った。	解決	2. 1. 27 (2. 1. 31) 2. 3. 30	1	64 (60)
2	2 (調) 2	あっせん	労	18	25,000	製造業（情報通信機械器具製造業）	けん責等処分の撤回と謝罪等	組合員への処分撤回等に関する団交促進を求めた事件。組合と組合員の意思疎通ができず、申請が取下げられた。	取下げ	2. 3. 3 (2. 3. 5) 2. 6. 16	0	106 (104)
3	2 (調) 3	あっせん	労	2	250	製造業（食料品製造業）	賞与等の支払い	会社側からあっせん不応諾の強い意向が示されたことから、あっせんで打切った。	打切り (不応諾)	2. 3. 11 (2. 3. 17) 2. 3. 19	0	9 (3)
4	2 (調) 4	あっせん	労	67	34	製造業（飲料製造業）	団交促進	組合員の解雇に関する団交促進を求めた事件。団交要求事項の調整を行い、金銭解決を図った。	解決	2. 3. 27 (2. 3. 31) 2. 7. 29	1	125 (121)
5	2 (調) 5	あっせん	労	41	2	卸売業・小売業	団交促進	解雇された組合員の未払い賃金等に関する団交開催を求めた事件。解決を図ったが、申請者の納得が得られなかった。	打切り	2. 3. 30 (2. 3. 31) 2. 7. 28	2	121 (120)
6	2 (調) 6	あっせん	労	17 (争議団)	17	宿泊業・飲食サービス業	休業補償等	新型コロナウイルスに伴う休業補償の支払い等を求めた事件。被申請者が音信不通となり、調整不能となった。	打切り (不応諾)	2. 7. 2 (2. 7. 3) 2. 8. 20	0	50 (49)
7	2 (調) 7	あっせん	労	110	500	サービス業（職業紹介・労働者派遣業）	解雇の撤回	有期雇用契約の途中解雇の無効に関し、金銭の支払いを求めた事件。被申請者へ解雇の経緯を確認しつつ、調整を図った。	解決	2. 7. 27 (2. 7. 29) 2. 9. 14	1	50 (48)

通 番	事件 番号	調整区分	申請	人 数		業 種	調整事項	事件概要	調整 結果	申請年月日 (指名年月日) 終結年月日	調整 回数	処理日数 (所要日数)
				組合員	従業員							
8	2 (調) 8	あっせん	労	41	4	卸売業・小 売業	団交開催	退職金支払いに係る団交開催を 求めた事件。被申請者に対し、 手続の不備を指摘しつつ説得 し、金銭解決を図った。	解決	2. 8. 3 (2. 8. 12) 2. 10. 16	1	75 (66)
9	2 (調) 9	あっせん	労	41	1,268	運輸業（道 路貨物運送 業）	団交開催	配置転換に伴う労働条件等に関 する団交を求めた事件。団交事項 の明確化による調整を図った。	解決	2. 8. 17 (2. 8. 20) 2. 10. 26	1	71 (68)
10	2 (調) 10	あっせん	労	70	500	サービス業 （職 業 紹 介・労働者 派遣業）	解雇撤回等	会社側からあっせん不応諾の強 い意向が示されたことから、あ っせんで打切った。	打切り (不応諾)	2. 10. 8 (2. 10. 12) 2. 12. 10	0	64 (60)
11	2 (調) 11	あっせん	労	41	14	医療・福祉	退職条件の上 乗せ等	パワハラ等により退職予定の組 合員に対する退職条件の上乗せ 等を求めた事件。就業規則等の 確認をし、金銭解決を図ったが、 合意に至らなかった。	打切り	2. 10. 29 (2. 11. 4) 2. 12. 23	1	56 (50)

- (注) 1 申請欄の「労」は労働組合の申請、「使」は使用者の申請、「双」は双方の申請、「職」は職権によるもの。
2 指名年月日とは、調整員を指名した日をいう。
3 処理日数は申請から終結までの日数。(所要日数)は調整員の指名から終結までの日数。

3 終結事件の調整概要

事 件 番 号	令和2年(調)1号	調 整 区 分	あっせん
申 請 者	Xユニオン	被 申 請 者	株式会社Y (保険業)
申請年月日	令和2年1月27日	指名年月日	令和2年1月31日
終結年月日	令和2年3月30日	終 結 事 由	解決
調 整 事 項	パワーハラスメント及び不当労働行為に対する謝罪		

○ 事件の概要

Yは、県内で保険代理店を営んでおり、組合員Aは、Yの元正社員である。

平成31年4月末頃、Aは成績不良等を理由に上司から退職勧奨を受けたため、それについて対応を相談するべく、Xへ加入した。

令和元年10月31日、AはYから解雇通知書を手交され、即日解雇された。

Xは、退職勧奨の際にパワハラがあったとしてYに団体交渉を申入れるとともに調査等を要求したが、Yは、あくまでAに対する注意及び指導であったと回答をした。

さらにXは、令和元年10月頃に元上司からAに対して不当労働行為発言があったと主張し調査、指導等を求めた。Yは、必ずしも適切とは言えない発言があったことは認めたが、元上司へ厳重に注意をしたとして、謝罪は行わなかった。

Xは、5回の団体交渉でも解決の見込みはつかなかったとしてYの謝罪を求め、あっせんを申請した。

○ 申請者（労働組合）側の主張

- ・ Aに対するパワーハラスメントについての、Aへの文書での謝罪。
- ・ Aに対する不当労働行為発言についての、X及びAへの文書での謝罪。

なお、Aの解雇について納得はいかないが、A自身、①ミスが多かったことを認めていること、②今の職場に居続けることは精神的につらいことから、復職は求めない。

○ 被申請者（使用者）側の主張

- ・ パワーハラスメント、不当労働行為を認めた上での謝罪はできないが、AやXに対して一部不適切な対応はあったため、不適切な対応があったことについて遺憾の意を表することはできる。

○ 結果

Yから、不適切な対応という抽象的な内容について遺憾の意を表することができるとの申し出があった。一方、Xは、「不適切な対応」の明確化を求めた。あっせん員から当事者双方に対し、不適切な対応の具体的内容を明示した協定書案を作成して提示し、粘り強く調整したところ、合意が成立し、解決した。

事 件 番 号	令和2年(調)2号	調 整 区 分	あっせん
申 請 者	Xユニオン	被 申 請 者	Y株式会社 ((製造業)情報通信機械器具製造業)
申請年月日	令和2年3月3日	指名年月日	令和2年3月5日
終結年月日	令和2年6月16日	終 結 事 由	取下げ
調 整 事 項	譴責処分及び出勤停止処分の撤回と謝罪等		

○ 事件の概要

Yの県内支社に正社員として勤務していた組合員Aは、人事評価に納得できず、長年個人又は申請外組合を通してYと交渉してきた。

Aは、平成30年にXに加入し、改めてYと交渉した。交渉継続中に、YがAに対し、譴責処分、出勤停止処分を行ったため、それらの取消し等を求めてあっせんに申請した。

その後YはAに対し、体調不良により安定的な就労ができないこと等を理由に、翌月末で雇止めとする通知を出し、Xは雇止め撤回のあっせん追加申請を行った。

あっせん期日前に、AはXに無断で地裁に対し雇止め撤回の仮処分の申請を行ったことから、XはAと意思疎通ができないとしてあっせん申請の取下書を提出した。

○ 申請者（労働組合）側の主張

- ・ 譴責処分及び出勤停止処分の撤回と謝罪を求める。
- ・ 雇止め通知を撤回し雇用を継続すること。

○ 被申請者（使用者）側の主張

- ・ Aへの処分は通告に違反したからであり、撤回や謝罪はしない。
- ・ Aは体調不良により安定的な就労ができないため、雇止めとする。

○ 結果

あっせんの実施を予定する中で、Aは地裁に対し雇止め撤回の仮処分の申請を行った。これらを理由に、Xからあっせん申請の取下書が提出され、事件は終結した。

事 件 番 号	令和2年(調)3号	調 整 区 分	あっせん
申 請 者	Xユニオン	被 申 請 者	株式会社Y (製造業(食料品製造業))
申請年月日	令和2年3月11日	指名年月日	令和2年3月17日
終結年月日	令和2年3月19日	終 結 事 由	打切り(不応諾)
調 整 事 項	賞与等の支払及び組合掲示板の設置		
○ 事件の概要 県内で食品製造業を営むYに夜間勤務の従業員として雇用されているXの組合員Aは、別会社への出向命令を受け、勤務日数が減少したことなどを不服として労働審判を申し立て、平成31年1月31日、出向命令の取消等を命じる審判がなされた。 Aは元の工場に戻ったものの勤務日は減少され、通勤手当も支払われない状態であった。 Xは、①勤務日減少分の賃金補償、②令和元年12月1日からの夜間割増賃金補償、③出向期間中の通勤費の支払、④賞与の支払に加え、⑤Yの食堂、休憩室等への組合掲示板の設置等を議題に団体交渉を申し入れ、2回交渉が行われたが、会社から納得のいく回答が得られず、あっせんで申請した。 ○ 申請者(労働組合)側の主張 ①会社の都合により勤務日が減ったことによる賃金減額分の賃金補償、②会社の都合により夜勤ではなくなったことにより得られなくなった夜間割増賃金の補償分、③通勤費の支払、④支払われなくなった賞与の支払い、⑤組合掲示板の設置を求める。 ○ 被申請者(使用者)側の主張 ①減額分の賃金及び②深夜割増賃金については、具体的な金額の提示がなければ対応できない。 ③通勤手当については、「通勤手当(交通費)支給計算基準」があり、Aはこれを満たさないため応じられない。 ④賞与については、そもそもパート就業規則にないものであり、全てのパート従業員に支給しているわけでないため応じられない。 ⑤組合掲示板については、設置できる場所がないため応じられない。 ○ 結果 Yとしては、あっせん事項について、別途訴訟及び団体交渉で話し合われており、あっせんの必要性は感じていないとのことであった。また、Yは、これまでの事件においてもあっせん不応諾の姿勢で一貫しており、その姿勢が変わることは考えにくいことから、あっせん員協議において、これ以上の調整は困難として、不応諾打切りとした。			

事 件 番 号	令和2年(調)4号	調 整 区 分	あっせん
申 請 者	Xユニオン	被 申 請 者	株式会社Y (製造業(飲料製造業))
申請年月日	令和2年3月27日	指名年月日	令和2年3月31日
終結年月日	令和2年7月29日	終 結 事 由	解決
調 整 事 項	団交実施、解決金の支払い		

○ 事件の概要

Yは、組合員Aを採用した際に、労働条件通知書等の提示や説明を行っていなかった。AはYにおいて勤務を開始したが、複数のトラブルが生じ、約1か月で退職に至った。

当該退職を不当解雇と考えたAは、Xに加入した。Xは、Aの退職等を巡りYとの団体交渉を実施したが、会社の回答に納得が得られなかった。その後XはYと文書にてやり取りを行っていたが、Yから、団体交渉に応じない旨の通知書が届いたことから、あっせンを申請した。

○ 申請者（労働組合）側の主張

- ・労働条件通知書の提示や説明はなかった。
- ・入社後のトラブルについてはAの主張を聞かず、一方的に決めつけたものである。
- ・組合員は会社から解雇されたのであって、自主退職ではない。

○ 被申請者（使用者）側の主張

- ・勤務初日に、労働条件通知書を用意していたが、業務に必要な書類へのサインを拒否したことで、心配になり通知書の提示を保留した。
- ・Aに対しては、丁寧に指導を行ってきたが、勤務態度の改善がみられなかった。
- ・Aは、合意により自主的に退職したものである。

○ 結果

あっせんにおいては、X及びYだけでなく、当事者であるAに対しても丁寧に事実確認を行った上で、Yには金銭解決を、Xには金額の歩み寄りを粘り強く働きかけた結果合意に至り、事件は解決した。

事 件 番 号	令和2年(調)5号	調 整 区 分	あっせん
申 請 者	Xユニオン	被 申 請 者	有限会社Y (卸売業・小売業)
申請年月日	令和2年3月30日	指名年月日	令和2年3月31日
終結年月日	令和2年7月28日	終 結 事 由	打ち切り
調 整 事 項	団交促進等		

○ 事件の概要

県内で栄養補助食品、化粧品の販売等を行うYに勤務する組合員Aは、Yに自宅兼事務所の清掃及び調理を業務内容として入職したが、最終的に雑務も加えた業務内容となった。

令和元年5月、Aは社長の息子で社員のBに対し、休日出勤及び未消化の有給休暇の補償について相談した結果、①同年6月末で解雇、②出勤は5月まで、③6月は休日出勤の代休及び有給休暇の消化にあてることとなった。

Aは、未払い賃金があるとして、令和2年2月1日にXへ加入した。XはAの未払い賃金に関し、同月25日及び3月に団交申入書を送付したが、Yから返事はなかった。そこで、XからYに電話したところ、「弁護士から『回答期限までに回答しなくてよい』と言われている。」「今後は弁護士に全て任せてある。話すことはない。」等の回答であったため、団交開催等を求めてあっせんの申請した。

○ 申請者（労働組合）側の主張

- ・団交開催及び源泉徴収票を交付すること。

○ 被申請者（使用者）側の主張

- ・令和2年4月1日付け通知書において、団体交渉には誠実に応じる旨回答した。
- ・あっせん等の手続によりAとの紛争を円満に解決する事を希望している。

○ 結果

<第1回あっせんの経過>

当事者双方が、団交開催のみでなく、団体交渉事項でもある未払い賃金等を含めた全体解決をあっせん事項としてよいという認識であったため、全体解決を前提とした解決金支払による解決を念頭に調整を図った。

Yは、Xが主張する未払い賃金相当額を基本に解決金を支払う余地があるとの申し出があり、X代理人弁護士及びAからは落ち着いて考えたい、次回期日までに結論を出す等の申し出があったため、あっせんの継続することとなった。

<第2回あっせんの経過>

前回のあっせん以後、当事者の代理人弁護士双方による交渉が行われ、和解金について合意に至り、期日に双方が出頭し最終調整を行いたいとの要望があった。

しかし、期日にAから、代理人同士で合意に至っていた解決金の5倍を請求する旨の主張があり、Yは、到底応じることはできないとのことであった。

あっせん員が解決金の調整を行ったが、Aは主張を変える様子がなく、これ以上の調整は困難と判断し、あっせんの打ち切りとした。

事 件 番 号	令和2年(調)6号	調 整 区 分	あっせん
申 請 者	X 争議団	被 申 請 者	Y株式会社 (宿泊業・飲食サービス業(宿泊業))
申請年月日	令和2年7月2日	指名年月日	令和2年7月3日
終結年月日	令和2年8月20日	終 結 事 由	打切り（不応諾）
調 整 事 項	休業補償、解雇予告手当の支払い、家賃補償		

○ 事件の概要

XはYが経営する旅館の元従業員により結成された争議団である。

X団員が勤務する旅館は、新型コロナウイルス感染症の影響で4月から休業状態となった。

YとX団員との契約は業務委託契約であったが、実質的に雇用契約と考えるX団員は、Yに対して休業補償を求めたが、休業手当の支払はなく6月に勤務が終了した。

そこで、Xは、①休業補償、②解雇予告手当の支払い、③2名に対する家賃補償、を求めてあっせんで申請した。

○ 申請者（争議団）側の主張

- ・ Yとの契約は業務委託契約ではなく、実際は雇用契約である。
- ・ ①休業補償、②解雇予告手当の支払い、③2名に対する家賃補償を求める。

○ 被申請者（使用者）側の主張

- ・ X団員は、納得して業務委託契約を締結した。
- ・ 業務委託契約なので、休業補償、解雇予告手当の支払いの余地はない。ただし、Xが国の助成金等の申請において、必要な手続があれば協力する。
- ・ 2名に対する家賃補助について、1名は既にYが借りているアパートを退去、1名については5月分までは支払い済みで、6月以降はYは負担しないことを了解済みである。

○ 結果

あっせん期日を予定する中で、期日の約2週間前に、Yからあっせん不応諾の回答があった。その後、Yは事務局からの連絡に一切応じず、あっせん参加への働きかけ等を行うことは不可能であった。

これらの状況を受け、あっせん員協議の結果、これ以上の調整は困難として、不応諾打切りとした。

事 件 番 号	令和2年(調)7号	調 整 区 分	あっせん
申 請 者	Xユニオン	被 申 請 者	株式会社Y (サービス業(職業紹介・労働者派遣業))
申請年月日	令和2年7月27日	指名年月日	令和2年7月29日
終結年月日	令和2年9月14日	終 結 事 由	解決
調 整 事 項	解雇の撤回		

○ 事件の概要

県内に本社を置き、労働者派遣事業等を行うYに勤務するXの組合員(令和2年2月24日組合加入、ブラジル人)であるAは、平成30年2月、Yに有期雇用労働者(3か月更新)として入職した。

雇用契約は繰返し更新され、直近では令和2年4月1日から6月30日までを雇用期間とする契約書が交わされたが、4月15日、Yから「5月15日をもって解雇する」旨の解雇予告通知書がAに交付され、5月15日付けで会社都合による退職証明書が交付された。

6月3日、Xは、Aから本件解雇に関する相談を受け、解雇撤回を求めてYとの団体交渉を6月24日に行ったが、Xは「Aは解雇について納得しており解決済みである」旨を主張し、解雇撤回の合意には至らなかったため、解雇の撤回(実際は解雇に関する金銭補償)を求めてあっせんで申請した。

○ 申請者(労働組合)側の主張

- ・有期雇用契約期間中に解雇をする場合は「やむを得ない事由」が必要であるが、Yが団体交渉等で主張する「派遣先とYとの派遣契約が解除された」ことは、「やむを得ない事由」には該当しない。
- ・新たな就業機会の確保についても、雑談程度のものであり、雇用確保措置を講じたとは言えない。
- ・調整事項は「解雇の撤回」だが、復職は求めず、契約期間満了までの賃金相当額など金銭の支払いを求める。

○ 被申請者(使用者)側の主張

- ・解雇について母国語の書面及び口頭で説明し、Aも解雇に納得したので解雇予告通知に署名をしたはずであり、双方合意による解雇(契約終了)である。また、署名時にAから異議も述べられなかった。
- ・新たな就業先の紹介をしようとしたが、Aがその提案を断った。
- ・Aも納得した上での対応であり、金銭を支払うつもりはない。

○ 結果

Yは、合同労組に対する不信感が強く、かつ、Aも解雇に納得しているはずである(特に異議を述べずに解雇予告通知書に署名している)ことから、金銭を支払うつもりはないという姿勢であった。

しかし、有期雇用労働者の契約途中での解雇について、Yの対応が十分であったか確認しつつ、具体的な解決金額について調整を行ったところ、合意に至り、事件は解決した。

事 件 番 号	令和2年(調)8号	調 整 区 分	あっせん
申 請 者	Xユニオン	被 申 請 者	有限会社Y (卸売業・小売業)
申 請 年 月 日	令和2年8月3日	指 名 年 月 日	令和2年8月12日
終 結 年 月 日	令和2年10月16日	終 結 事 由	解決
調 整 事 項	団交の開催		

○ 事件の概要

県内で酒類の販売等を行うYに勤務するXの組合員Aは、平成8年にYへ入職した後、火曜日から土曜日まで、15：00～23：30の勤務を続けていた。なお、社会保険は平成24年12月に初めて加入手続きがとられた。

Aは、遅い時間まで勤務することへの不満等から退職を決意し、退職の際に有給休暇を消化したいと考えたが、退職及び有給休暇申請をYに伝えることなくXに相談し、令和2年7月11日にXへ加入した。

同月15日、Aは、Xを通じて同年7月21日から同年9月12日まで有給休暇を使うこと、令和2年9月12日付けで退職することをYに伝え、併せてXは、Aが組合員となったこと、Aの退職金の支払等を求める団体交渉をYに申し入れたが、Yから特段の対応がなされなかったため、Xはあっせんに申請した。

○ 申請者（労働組合）側の主張

- ・有給休暇告知義務違反、社会保険未加入による損害についての謝罪を求める。
- ・退職金の支払を求める。

○ 被申請者（使用者）側の主張

- ・社会保険未加入については、Aに社会保険加入を勧めたが給与の手取り額が減ることを理由に断られ、Aの保険料の一部を会社が負担することを条件に加入させたという経緯がある。
- ・有給休暇については、Aから有給休暇取得の申出があれば対応するつもりであった。

○ 結果

Yは、合同労組に対する不信感が強く、当初、解決金の支払いによる解決は困難に思われた。しかし、雇用契約書の作成や労働条件の説明等を行っていない、Aに約17年の保険未加入期間がある等、Yの対応に不適切な点があると考えられたことから、Yに対する説得を中心に行うとともに、申請者に対しても金額の調整を行ったところ、合意に至り、事件は解決した。

事 件 番 号	令和2年(調)9号	調 整 区 分	あっせん
申 請 者	Xユニオン	被 申 請 者	株式会社Y (運輸業・郵便業(道路貨物運送業))
申請年月日	令和2年8月17日	指名年月日	令和2年8月20日
終結年月日	令和2年10月26日	終 結 事 由	解決
調 整 事 項	団交の開催		

○ 事件の概要

Xは、組合員Aの配置転換に伴う労働条件や組合員A・Bへの暴行事件等について、Yと団体交渉を行っていた。Yの説明に納得できないXは、再度団体交渉の申入れを行ったが、Yが応じなかったことから、団体交渉の再開及び組合員Aの配置転換に伴う労働条件の文書明示の2点を求めてあっせンを申請した。

○ 申請者（労働組合）側の主張

- ・ Aの配置転換及びそれに伴う労働条件の変更は義務的団交議題である。
- ・ YはXに対し、Aの配置転換に伴う文書明示を行う義務がある。
- ・ これまでの団体交渉において、Aの配置転換に伴う労働条件、A・Bの労災の会社責任、暴行問題の再発防止について詳しい説明がなく、その後も団体交渉を拒否された。

○ 被申請者（使用者）側の主張

- ・ 配置転換は会社の専管事項であり、団体交渉に応じる必要はない。
- ・ 配置転換は就業規則に基づくものであり、配置転換後の労働条件の文書明示は行わない。
- ・ Xに対しては、団体交渉等により説明を尽くした。

○ 結果

あっせんでは、両当事者に対し、①組合員の配置転換及びそれに伴う労働条件の変更は義務的団交事項であること（ただし、事前協議条項がない限り発令後）、②配置転換に伴う労働条件の文書明示は労働基準法上の義務ではないことを伝えた。その上で、Yには団体交渉に応じることを働きかけ、文書明示については義務ではないが、団体交渉の中で必要があれば明示することをYが了解した。

一方、Xは団体交渉を求めているものの、その理由や内容が明確ではなかったため、Xに対し、今後団体交渉を求めるのならば、確認事項を具体的にし、主張を明確にした上で、団体交渉に臨む必要があることを働きかけた。その結果、XがYに対し情報提供を求める内容をあらかじめ書面で具体的に明らかにした上で、団体交渉を実施することで合意に至り、事件は解決した。

事件番号	令和2年(調)10号	調 整 区 分	あっせん
申 請 者	Xユニオン	被 申 請 者	Y株式会社 (サービス業(職業紹介・労働者派遣業))
申請年月日	令和2年10月8日	指名年月日	令和2年10月12日
終結年月日	令和2年12月10日	終 結 事 由	打切り(不応諾)
調 整 事 項	団体交渉の実施、組合員の解雇撤回・休業手当の支給・契約更新		
○ 事件の概要 組合員A(ブラジル人)は人材派遣会社Yにおいて有期雇用契約として雇用され、別会社に派遣されていたが、令和2年6月末で解雇となった。 Aは当該解雇に納得できずXに加入した。Xは、有期雇用契約期間中に解雇されたAの解雇撤回等を求めてYに団体交渉を申し入れ、新型コロナウイルス感染症の影響から文書によるやり取りを行った。XはYからの回答に納得できず、再度団交を申し入れたところ拒否されたことから、あっせんで申請した。 ○ 申請者(労働組合)側の主張 ・Yは一方的に団体交渉を打切り不誠実である。団体交渉の再開を求める。 ・Aは有期雇用契約期間中に解雇された。当該解雇は不当である。 ・解雇撤回、休業手当の支払い、雇用継続を求める。 ○ 被申請者(使用者)側の主張 ・Xの要求は不当であり、これ以上交渉は行わない。 ・解雇は手続を踏んだ正当なものである。 ・解雇に異議があれば、裁判での判断を望む。 ○ 結果 Yは、Aの有期労働契約の中途解雇について、解雇は手続を踏んだ正当なものであるという認識が強く、裁判での判断を望んだ。Yのあっせん不応諾意思が強固であることから、あっせん員協議の結果、これ以上の調整は困難として打切りを決定した。			

事 件 番 号	令和2年(調)11号	調 整 区 分	あっせん
申 請 者	Xユニオン	被 申 請 者	医療法人社団Y (医療・福祉)
申請年月日	令和2年10月29日	指名年月日	令和2年11月4日
終結年月日	令和2年12月23日	終 結 事 由	打ち切り
調 整 事 項	退職条件の上乗せ		

○ 事件の概要

Yが経営する診療所に勤務する組合員Aは、院長から退職勧奨を受けた。Aは院長に対し退職拒否の意思を伝えるとともに、Xに加入した。

Xは、Aに対する退職勧奨の停止等を求めてYと団体交渉を行ったが、Y側は代理人弁護士のみ出席であった。Xは、代理人のみでは十分な回答は得られないと考え、院長出席による団体交渉を申し入れたが、Yからは院長不在での団体交渉に応じる旨の回答があった。

Xはこれを拒否し、院長出席での団体交渉の開催を求めてあっせンを申請した。

○ 申請者（労働組合）側の主張

- ・YはAに退職強要を行った。Aが退職を拒否すると嫌がらせが行われた。
- ・Aは退職の意思がある。①会社都合による退職、②休職中の手当、退職金及び慰謝料等の支払い、③被申請者からの謝罪を求める。

○ 被申請者（使用者）側の主張

- ・退職勧奨を行ったのは1回のみであり、指導は業務上適切なものである。
- ・Xの主張する退職条件には根拠がなく応じることはできない。

○ 結果

あっせん申請後、Aが退職の意思を固めたことから、退職条件の上乗せを調整事項とするあっせんを行った。あっせんでは、解決金を中心に調整を行ったが合意に至らず、これ以上の調整は困難と判断し、あっせンを打ち切りとした。

4 労働争議実情調査

労働争議の実情調査は、労働争議が発生した際に必要に応じ実施している。特に、争議行為予告通知が義務付けられている公益事業については、県民生活へ大きな影響を及ぼすことが予測されるため、争議予告通知を受けたときに速やかに調査することとしている。

当労委では、当労委に直接争議予告の通知があったもののほか、中央労働委員会に通知された争議予告のうち、県内事業所において解決が図られる見込みのある争議について、調査を実施している。

令和２年中に実施した調査件数は 51 件である。

業種別にみると、医療業が 24 件と最も多く、次いで鉄道業・道路旅客運送業 9 件、道路貨物運送業 9 件、廃棄物処理業 3 件、郵便・電気通信業 2 件、電力業 2 件、港湾業 2 件であった。

また、交渉事項別では、賃上げが 42 件と最も多く、次いで年末一時金 6 件、夏季一時金 2 件、労働条件の改善 1 件となっている。

労働争議実情調査の推移

区分	項 目	平成 28 年	平成 29 年	平成 30 年	令和元年	令和 2 年
件数	前年からの繰越	32	33	15	11	15
	新 規	50	53	49	39	36
	計	82	86	64	50	51
業種	鉄 道 業 ・ 道 路 旅 客 運 送 業	11	8	10	8	9
	道 路 貨 物 運 送 業	16	17	13	12	9
	医 療 業	40	47	29	20	24
	廃 棄 物 処 理 業	7	6	5	4	3
	郵 便 ・ 電 気 通 信 業	4	4	3	2	2
	電 力 業	2	2	2	1	2
	港 湾 業	2	2	2	3	2
	計	82	86	64	50	51
交渉事項	賃 上 げ	53	42	35	36	42
	年 間 臨 給	0	6	5	0	0
	夏 季 一 時 金	7	9	2	4	2
	年 末 一 時 金	22	26	17	9	6
	労 働 条 件 の 改 善	0	0	0	1	1
	そ の 他	0	3	5	0	0
	計	82	86	64	50	51

個別的労使紛争のあっせん

1 概 況

令和2年中に取り扱った個別的労使紛争あっせん事件は13件であり、前年からの繰越しが2件、新規申請が11件であった。

業種別では、医療・福祉が多かった。

紛争内容別では、経営又は人事が多かった。

係属事件のうち7件が年内に終結し、6件が翌年へ繰り越された。終結状況は、解決3件、打切4件、処理日数（申請から終結までの日数）は、最長が67日、最短が24日、平均処理日数は44日であった。

個別的労使紛争あっせん事件の推移（近5年）

区 分	項 目	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年
係 属	前 年 からの 繰 越	1	0	0	0	2
	新 規 申 請	14	17	16	15	11
	計	15	17	16	15	13
申 請 者	労 働 者	12	17	16	15	11
	使 用 者	2	0	0	0	0
	計（※）	14	17	16	15	11
業 種	農 業	0	0	0	1	0
	建 設 業	2	1	0	0	0
	製 造 業	1	5	4	2	3
	電気・ガス・水道業	0	1	0	1	0
	情 報 通 信 業	0	0	0	0	0
	運 輸 業	0	0	1	0	0
	卸 売 ・ 小 売 業	4	0	0	1	1
	金 融 ・ 保 険 業	0	0	1	0	0
	不 動 産 業	0	1	0	1	0
	専門技術サービス業	0	0	0	0	0
	宿泊・飲食サービス業	1	1	1	1	1
	生活関連サービス業・娯楽業	1	0	0	1	0
	教育・学習支援業	0	1	0	1	0
	医 療 ・ 福 祉	4	5	3	4	4
	複 合 サ ー ビ ス 業	0	0	0	0	0
	サ ー ビ ス 業	1	2	6	2	2
	そ の 他	0	0	0	0	0
	計（※）	14	17	16	15	11
調 整 事 項	経 営 又 は 人 事	8	4	6	7	6
	賃 金	3	10	4	3	4
	労 働 条 件 等	1	2	1	0	0
	職 場 の 人 間 関 係	2	0	5	5	1
	そ の 他	0	1	0	0	0
	計（※）	14	17	16	15	11
終 結 状 況	解 決	8	6	5	2	3
	打 切	6	6	10	11	4
	取 下	1	4	1	0	0
	不 開 始	0	1	0	0	0
	翌 年 へ の 繰 越	0	0	0	2	6
	計	15	17	16	15	13
終結事件の平均処理日数		42	35	40	45	44

※ 申請者別、業種別、調整事項別の各合計は、新規申請分の件数である。

2 個別的労使紛争あっせん事件一覧表

通番	事件番号	申請者	労働者の雇用形態	業 種	あっせん事項	事件概要	あっせん結果	申請年月日 (指名年月日) 終結年月日	あっせん回数	処理日数 (所要日数)
1	元 (個) 14	労働者	正社員	製造業（輸送用機械器具製造業）	定年退職後の治療費の会社負担等	治療費の補助について、退職後も継続するよう被申請者に要求した事件。治療費の補助の継続ではなく、解決金による調整を図った。	解決	元. 12. 3 (元. 12. 5) 2. 2. 7	1	67 (65)
2	元 (個) 15	労働者	契約社員	医療・福祉	雇止めの撤回等	雇止めの前提となる勤務評価が正当でなく、雇止め撤回を求めた事件。被申請者は歩み寄りには困難であるとして、不応諾の意向を示した。	打切り (不応諾)	元. 12. 24 (元. 12. 26) 2. 1. 27	0	35 (33)
3	2 (個) 1	労働者	正社員	医療・福祉	未消化有給休暇相当分の金銭支払い等	取得を拒否された有給休暇相当分の金銭の支払い等を求めた事件。被申請者は申請者に対する訴訟を検討中とし、不応諾の意向を示した。	打切り (不応諾)	2. 4. 14 (2. 4. 16) 2. 5. 29	0	46 (44)
4	2 (個) 2	労働者	パート	製造業（食料品製造業）	解雇の撤回等	就労1日目での解雇を撤回し、雇用の継続等を求めた事件。被申請者に撤回の意思はなく、解決金による調整を図った。	解決	2. 8. 25 (2. 8. 25) 2. 10. 28	1	65 (65)
5	2 (個) 3	労働者	派遣労働者	サービス業（職業紹介・労働者派遣事業）	雇止めの撤回	派遣先での正社員雇用や他の就業先の紹介を求めた事件。いずれも被申請者に応じる意思がなく、解決金による調整を図った。	解決	2. 9. 24 (2. 9. 28) 2. 11. 4	1	42 (38)
6	2 (個) 4	労働者	正社員	医療・福祉	未払い給与の支払い等	退職前1か月分の未払い給与の支払いを求めた事件。被申請者は、厳密には未払いではないとし、不応諾の意向を示した。	打切り (不応諾)	2. 10. 5 (2. 10. 8) 2. 10. 28	0	24 (21)
7	2 (個) 5	労働者	派遣労働者	その他の製造業	雇止めの撤回	派遣先に対し、正社員雇用をすとの約束の履行を求めた事件。	—	2. 11. 13 (2. 11. 19)	—	— (—)
8	2 (個) 6	労働者	派遣労働者	サービス業（労働者派遣事業）	離職理由の変更	離職理由を自己都合から会社都合へ変更を求めた事件。	—	2. 11. 19 (2. 11. 20)	—	— (—)
9	2 (個) 7	労働者	正社員	医療・福祉	退職金の支払い等	退職金や退職強要に対する慰謝料の支払い等を求めた事件。	—	2. 11. 24 (2. 11. 26)	—	— (—)
10	2 (個) 8	労働者	契約社員	医療・福祉	不当な雇止めに対する補償金の支払い等	不当な雇止めを受けたとして給与2か月相当額の支払い等を求めた事件。	—	2. 11. 25 (2. 11. 26)	—	— (—)

通番	事件 番号	申請 者	労働者の 雇用形態	業 種	あっせん事項	事件概要	あっせん 結果	申請年月日 (指名年月日) 終結年月日	あっ せん 回数	処理日数 (所要日数)
11	2 (個) 9	労働 者	正社員	卸売業・小売業	解雇予告手当 の支払い等	自己都合退職とされたが、実態は解雇であるとして解雇予告手当の支払い等を求めた事件。被申請者は、自身の対応に非はないとして不応諾の意向を示した。	打切り (不応諾)	2. 11. 27 (2. 12. 1) 2. 12. 24	—	28 (24)
12	2 (個) 10	労働 者	正社員	宿泊業・飲食サー ビス業（持ち帰 り・配達飲食サー ビス業）	解雇の撤回等	解雇は不当であるとし、解雇の撤回と慰謝料等の支払いを求めた事件。	—	2. 12. 1 (2. 12. 2)	—	— (—)
13	2 (個) 11	労働 者	正社員	製造業（食料品製 造業）	組合結成に対 する暴言の禁 止	暴言により妨害された組合結成について、結成を認め、暴言の禁止を求めた事件。	—	2. 12. 25 (3. 1. 6)	—	— (—)

(注) 1 「労働者の雇用形態」欄における区分は次のとおりとする。

- ・ 正社員・正職員…勤務先において、「一般職員」「正社員」又はそれに類する名称で呼ばれている者
- ・ パート・アルバイト…就業時間や日数に関わらず、勤務先で「パートタイマー」「アルバイト」又はそれに類する名称で呼ばれている者
- ・ 派遣労働者…「労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律」に基づく労働者派遣事業所に雇用され、そこから派遣されて労働した者
- ・ 契約社員…専門的職種に従事させることを目的とした、雇用期間の定めのある労働契約により雇用された者

2 「指名年月日」とは、あっせん員を指名した日をいう。

3 「処理日数」とは申請から終結までの日数をいい、「(所要日数)」とはあっせん員の指名から終結までの日数をいう。

連 絡 会 議 ・ 研 修 会 等

1 全国・ブロック委員連絡会議等開催状況

中央労働委員会及び各都道府県労働委員会の相互の連絡を密にし、事務処理の統一と調整を図るため、公益委員、労働者委員、使用者委員の三者による連絡協議会や会長、公益委員等のそれぞれの連絡会議等が全国規模又は地域別の会議として開催された。

(1) 全労委関係

① 全国労働委員会会長連絡会議

開催日：中止

主催労委：中央労働委員会、愛媛県労働委員会

② 全国労働委員会連絡協議会公益委員連絡会議

開催日：令和2年11月19日（木）※WEB開催

主催労委：中央労働委員会

議題：

	内 容	備 考
1	講演「民事訴訟手続のIT化」	講師： 最高裁判所事務総局行政局 第二課長 南 宏幸 氏
2	講演「新型コロナ危機と労働法・労働問題・雇用社会」	講師： 京都府労働委員会 同志社大学法学部法学研究科 教授 土田 道夫 氏

③ 第75回全国労働委員会連絡協議会総会

開催日：令和2年11月19日（木）～20日（金）※WEB開催

主催労委：中央労働委員会

議題：

	内 容	備 考
1	同一の労働者からの複数回にわたり申請される個別労働紛争あっせんへの対応について	関東ブロック公労使提案
2	講演「労働紛争の解決と労働委員会の役割」	講師： 前中央労働委員会会長 山川 隆一 氏
3	労働委員会におけるIT化に向けた取組等について	中国・四国ブロック公労使提案
4	不当労働行為事件の偏在に伴う課題への対応策について	近畿ブロック公労使提案

(2) 14 都道府県関係

① 第 34 回 14 都道府県労働委員会使用者委員会議

開 催 日：文書開催

主催労委：宮城県労働委員会

議 題：

	内 容	備 考
1	和解協議における成功事例・困難事例	宮城県労働委員会提案
2	講演「労働事件あれこれー労働委員会今昔物語ー」	講師： 弁護士 三島 卓郎 氏

② 14 都道府県労働委員会公益委員会議

開 催 日：文書開催

主催労委：千葉県労働委員会

議 題：

	内 容	備 考
1	被申立人の法人格に係る確認の有無について	広島県労働委員会提案
2	不当労働行為救済申立に伴う資格審査において、組合の資格に疑義がある場合の対応について	東京都労働委員会提案
3	総会及び公益委員会議をWEB会議形式で開催した場合の定足数及び議決権について	兵庫県労働委員会提案

(3) 関東ブロック関係

① 第 83 回関東ブロック労働委員会公益委員連絡会議

開 催 日：文書開催

主催労委：新潟県労働委員会

議 題：

	内 容	備 考
1	団交拒否事件の結審後に事情変更が生じた場合の対応について	新潟県労働委員会提案

② 第 144 回関東ブロック労働委員会三者連絡協議会

開 催 日：文書開催

主催労委：新潟県労働委員会

議 題：

	内 容	備 考
1	法令違反行為の告発と正当な組合活動について	栃木県労働委員会提案
2	講演「労働組合法の基礎と直面する課題」	講師： 元北海道労働委員会会長 北海道大学名誉教授 道幸 哲也 氏
3	関東ブロック労働委員会三者連絡協議会の活性化に係る協議事項の提案について	神奈川県労働委員会提案

③ 第 84 回関東ブロック労働委員会公益委員連絡会議

開 催 日：中止

主催労委：神奈川県労働委員会

④ 第 145 回関東ブロック労働委員会三者連絡協議会

開 催 日：令和 2 年 10 月 19 日（月）※文書及びWEB開催

主催労委：神奈川県労働委員会

議 題：

	内 容	備 考
1	調整事件として申請可能な事件を不当労働行為（2号事件）として申立てされた場合の対応について	新潟県労働委員会提案
2	新型コロナウイルス感染症拡大防止の取組状況下など非常時における調査・審問や総会等への対応について	神奈川県労働委員会提案
3	関東ブロック労働委員会三者連絡協議会の活性化に係る協議事項の提案について	神奈川県労働委員会提案

⑤ 関東ブロック労働委員会会長連絡会議

開 催 日：中止

主催労委：神奈川県労働委員会

2 委員研修実施状況

(1) 公労使委員合同研修※WEB開催

開催日	令和2年9月3日（木）～4日（金）
主催者	中央労働委員会
内容	全体研修及び各側研修

(2) 公労使委員個別紛争専門研修※WEB開催

開催日	令和2年12月3日（木）
主催者	中央労働委員会
内容	全体研修

(3) 静岡県労働委員会委員研修会

開催日	令和2年10月8日（木）
主催者	静岡県労働委員会
内容	講演「新型コロナウイルス感染症の影響による労働環境の変化及び予想される労使問題」
講師	成蹊大学法学部教授 中央労働委員会東日本区域地方調整委員 原 昌登 氏

3 事務局長・主管課長・担当者会議開催状況

(1) 全国労働委員会事務局長連絡会議

開催日：中止

主催労委：中央労働委員会、愛媛県労働委員会

(2) 西関東ブロック労働委員会事務局実務担当者会議

開催日：文書開催

主催労委：新潟県労働委員会

議 題：

	議 題	提案労委
1	労働委員会の認知度向上について	長野県
2	総会の付議事項等について	
3	不当労働行為事件の命令発出前における知事部局への情報提供等について	
4	書証として提出された動画の扱いについて	山梨県
5	不当労働行為の申立事項の追加について	
6	労働委員会総会書面開催時の委員報酬について	
7	新型コロナウイルス感染症関連のあっせん申請について	静岡県
8	調整事件において当事者である組合員があっせんに出席できない場合の意思確認等について	
9	Web 会議システム等を用いた個別労働関係紛争あっせんの実施について	新潟県
10	同じ事業主を相手方とした複数の労働者による個別労働関係紛争あっせんの実施について	
11	個別労働関係紛争あっせんの申請者と連絡がとれなくなった際の対応について	

(3) 14 都道府県労働委員会事務局長連絡会議

開 催 日：文書開催

主催労委：東京都労働委員会

議 題：

	議 題	提案労委
1	申立人適格を争点の一つとする審査事件における資格審査の適合決定時期について	新潟県
2	新型コロナウイルス感染症拡大防止の取組状況下など非常時における調査・審問や総会等への対応について	神奈川県

(4) 全国労働委員会事務局審査主管課長会議

開 催 日：令和2年11月26日（木）※WEB開催

主催労委：中央労働委員会

議 題：

- 1 業務概況説明（統計資料、命令・決定一覧）
- 2 新型コロナウイルス感染防止に配慮した審査の実施について（報告：東京都労働委員会、大阪府労働委員会、福岡県労働委員会、新潟県労働委員会、北海道労働委員会）
- 3 今後の労働委員会の在り方検討について

(5) 全国労働委員会事務局調整主管課長会議

開 催 日：令和2年11月26日（木）※WEB開催

主催労委：中央労働委員会

議 題：

- 1 中央労働委員会事務局からの説明（調整業務の運営について）
- 2 都道府県労働委員会からの業務報告（山梨県労働委員会事務局、京都府労働委員会事務局、島根県労働委員会事務局）
- 3 講演

	内 容	備 考
1	同一労働同一賃金について	講師： 中央労働委員会会長代理 慶應義塾大学大学院法科 研究科教授 森戸 英幸 氏

資

料

1 不当労働行為事件処理状況一覧表

(1) 旧労働組合法下における不当労働行為事件取扱状況（昭和21年～昭和24年6月）

提訴 件数	取 下	自主解決	その他 による 解 決	却 下	決 定		
					違反あり	違反なし	処罰請求
27	1	5	9	0	3	8	1

(2) 不当労働行為事件取扱状況

年 処理別				S24. 7～ 30	31～ 40	41～ 50	51～ 60	S61 ～ H7	H8～ 17	H18～ 27	28	29	30	R1	R2	合計
係 属 状 況	前年から繰越										4	3	4	0	1	
	新規申立			36	55	(203) 98	(1) 113	53	33	49	3	4	0	2	1	(204) 447
	小計										7	7	4	2	2	
終 結 状 況	命 令 ・ 決 定	救 済	全部	1	0	2	4	3	1	0	0	0	0	0	0	11
			一部	0	2	10	14	11	10	6	3	1	1	0	0	58
		棄 却		2	0	2	1	1	4	6	0	1	0	0	0	17
		却 下		3	1	(2) 0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	(2) 5
	取 下 ・ 和 解	取 下		5	10	(1) 13	(200) 12	(1) 9	12	10	1	0	1	0	0	(202) 73
		無関与和解		9	19	29	22	50	4	3	0	0	0	0	0	136
		関与和解		15	19	27	42	10	9	19	0	1	2	1	0	145
		移 送		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	翌年へ繰越											3	4	0	1	2

注1 () 内は、公務員関係の個人申立て・外書

注2 平成8年の新規申立てのうち、1件は事件の分離によるものである。

2 不当労働行為事件産業別申立件数一覧表

年 別 申立別及び 産業別		旧法	新 法													
		S21～ 24.6	24.7 ～30	31～ 40	41～ 50	51～ 60	S61～ H7	8～ 17	18～ 27	28	29	30	R1	R2	新法 計	
① 申立別	組 合 申 立	23	20	51	92	109	51	33	49	3	4	0	2	1	415	
	個 人 申 立	4	16	4	(203) 3	(1) 4	1	0	0	0	0	0	0	0	(204) 28	
	組 合 ・ 個 人 申 立	0	0	0	3	0	1	0	0	0	0	0	0	0	4	
	① 申立別の合計	27	36	55	98	113	53	33	49	3	4	0	2	1	447	
② 産業別	農 業	0	0	0	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2	
	建 設 業	0	2	1	2	0	0	0	1	0	0	0	0	0	6	
	製造業	食 料 品	2	4	1	2	10	3	3	1	0	0	0	0	1	25
		飲 料 ・ た ば こ ・ 飼 料	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	1
		織 維 工 業	0	1	1	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0	4
		木 材 ・ 木 製 品	4	0	3	2	1	0	0	0	0	0	0	0	0	6
		パ ル プ ・ 紙 ・ 紙 加 工 品	2	6	3	2	7	5	1	2	0	0	0	0	0	26
		出 版 ・ 印 刷 ・ 同 関 連	2	1	5	4	0	3	3	0	0	0	0	0	0	16
		化 学 工 業	3	1	0	1	4	1	0	0	0	0	0	0	0	7
		プ ラ ス チ ッ ク 製 品	0	0	0	0	0	0	0	2	0	0	0	0	0	2
		ゴ ム 製 品	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	1
		窯 業 ・ 土 石 製 品	0	0	0	6	5	0	0	1	0	0	0	0	0	12
		鉄 鋼 業	1	1	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2
		金 属 製 品	0	0	1	4	2	0	1	0	0	0	0	0	0	8
		一 般 機 械 器 具	3	7	7	9	8	2	1	1	0	0	0	0	0	35
		電 気 機 械 器 具	0	2	0	4	8	1	0	1	0	0	0	0	0	16
		輸 送 用 機 械 器 具	1	2	7	5	9	5	1	6	0	0	0	1	0	36
		情 報 通 信 機 械 器 具	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	1
		精 密 機 械 器 具	0	0	0	2	3	0	0	0	0	0	0	0	0	5
		そ の 他 の 製 造 業	1	1	2	5	4	1	1	1	0	0	0	0	0	15
	電気・水道業	電 気 業	1	2	1	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	4
		水 道 業	0	0	0	0	(1) 0	0	0	0	0	0	0	0	0	(1) 1
	運輸・通信業	情 報 通 信 業	0	0	0	0	0	0	0	2	0	0	0	0	0	2
		鉄 道 業	0	0	0	0	0	5	2	1	0	0	0	0	0	8
		道 路 旅 客 運 送 業	0	1	11	6	7	0	2	4	0	0	0	0	0	31
		道 路 貨 物 運 送 業	0	0	2	8	5	2	2	2	0	0	0	0	0	21
	卸 売 ・ 小 売 業 ・ 飲 食 店		0	0	3	6	1	0	1	0	0	0	0	0	0	11
	金 融 ・ 保 険 業		1	0	0	6	23	19	1	0	0	0	0	0	0	49
	複合サービス事業 郵便局		0	0	0	0	0	0	0	2	0	0	0	0	0	2
	サービス業	旅 館 ・ そ の 他 の 宿 泊 所	0	0	0	0	0	0	3	0	0	0	0	0	0	3
		娯 楽 業	2	3	1	2	2	1	0	1	0	0	0	0	0	10
		廃 棄 物 処 理 業	0	0	0	0	1	0	3	0	0	0	0	0	0	4
		自 動 車 整 備 業	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	1	0	2
		医 療 業	0	0	1	1	0	0	1	3	1	0	0	0	0	7
		社会保険・社会福祉・介護	0	0	0	0	0	0	1	3	1	0	0	0	0	5
		教育（自動車教習所を含む）	0	0	0	6	3	3	1	1	0	0	0	0	0	14
		機 械 等 修 理 業	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	1
		職業紹介・労働者派遣業	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2	0	0	0	2
		その他の事業サービス業	0	0	0	0	0	0	1	13	1	0	0	0	0	15
		そ の 他 の サ ー ビ ス 業	3	0	4	8	8	1	1	0	0	0	0	0	0	22
	公務 、 分類不能の産業		0	0	0	(203) 2	0	0	0	0	0	0	0	0	(203) 7	
	② 産業別の合計		27	36	55	(203) 98	(1) 113	53	33	49	3	4	0	2	1	(204) 447

注 （ ）内は公務員関係個人申立て・外書。 注2 平成8年の新規申立てのうち、1件は事件の分離によるものである。

3 労働組合資格審査取扱件数一覧表

(1) 年別申請件数

区分 \ 年別	S24～ 40	S41～ 50	S51～ 60	S61～ H7	H8～ 17	H18～ 27	H28	H29	H30	R1	R2	合計
申請件数	1,767	315	218	193	165	166	23	5	16	4	22	2,894
前年から繰越							5	3	5	0	1	
計							28	8	21	4	23	

(2) 申請理由別内訳

年別 区分		S24～ 40	S41～ 50	S51～ 60	S61～ H7	H8～ 17	H18～ 26	H28	H29	H30	R1	R2	合計
委員推薦	適合	1,526	146	66	85	111	95	19	0	16	0	19	2,083
	取下・打切	59	12	0	0	0	1	0	0	0	0	0	72
	不適合	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1
	小計	1,586	158	66	85	111	96	19	0	16	0	19	2,156
不当労働行為	適合	17	13	20	20	25	14	4	2	1	0	0	116
	取下・打切	49	74	74	68	29	33	1	1	4	1	0	334
	不適合	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	1
	審査中							3	5	0	1	2	
	小計							8	8	5	2	2	
法人登記	適合	56	50	39	42	11	13	1	0	0	2	2	216
	取下・打切	9	3	4	1	2	1	0	0	0	0	0	20
	不適合	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	1
	審査中							0	0	0	0	0	
	小計							1	0	0	2	2	
調停・その他 せん	適合	35	0	0	2	0	1	0	0	0	0	0	38
	取下・打切	9	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	10
	小計	44	0	0	2	0	2	0	0	0	0	0	48
合 計								28	8	21	4	23	

4 実効確保申立ての状況一覧表

(昭和57年1月～令和2年12月)

年度	事 件 名	申立年月日	公益会議 年月日	実効確保の 有無・方法	勧告年月日 (要望年月日)	内 容
57	豊年製油 (57-1)	57. 5.28 (57. 2. 1)	57. 6. 8 57. 8.10	無		仮処分申請に対する判断結果(経過)を見守ることになった。
	平安閣 (56-10)	57. 6. 7 (56. 8.28)	57. 6.22 57. 7. 6	有 口頭(要請)	57. 7. 8	審問に先立ち、審査委員が、証人として出廷した者に対するいやがらせをしないよう要請したが、会社は応ぜず、のち不当労の申立てがされた。 (審査委員名義)
	豊年製油 (57-1)	57. 6.15 (57. 2. 1)	57. 6.22	無		仮処分申請に対する判断結果(経過)を見守ることになった。
	大昭和運輸 (55-7)	57. 7.17 (55. 6. 1)	57.11. 9	無		和解協議に入ったため勧告せず。
58	平安閣 (56-10)	58. 5.27 (56. 8.28)	58. 6. 7 58. 7. 5 58. 7.19	有 口頭(要請)	58. 7.29	審問に先立ち、会社に対し説得工作をしないよう、組合に対し外部への宣伝活動を自制するよう要請した。 (審査委員名義)
	駿河銀行 (58-3)	58. 8. 9 (58. 7.29)	58. 8. 9 58. 8.23 58. 9. 6	無		勧告(要請)せず。
	駿河銀行 (58-3)	59. 4.10 (58. 7.29)	59. 4.12	有 口頭(要請)	59. 4.16	調査の中で、補佐人の転勤について配慮するように要請した。 (審査委員名義)
59	安倍川製紙 (59-2)	59. 5.10 (59. 4. 6)	59. 5.10	有 口頭(要請)	59. 5.24	不当労の申立て内容であるビラ配布に対する処分の停止を求めるものであったため、双方で話し合うよう要請したが、処分が行われ、不当労の追加申立てがされた。 (審査委員名義)
	豊年製油 (59-5)	59. 6.19 (59. 6.15)	59. 7.12	無		59. 8.31、団体交渉を行うことで合意した。
62	東海旅客鉄道 (62-6)	62.10.20 (62.10.20)	62.10.20 62.10.27 報告了承	有 口頭(要請)	62.10.24	出向について、なお一層話し合いを行うよう要請した。 (審査委員名義)
6	岳南朝日新聞社 (6-4)	6.10.17 (6.10. 7)	6.10.18 6.11.22 報告了承	有 口頭(要請)	6.11.15	審査結果が出るまで、相手の立場を尊重し慎重な行動を取るよう、また、会社は人事異動について組合の理解を得られるよう努力するとともに双方で団交等のルールを協議するよう要望した。 (審査委員名義)

年度	事 件 名	申立年月日	公益会議 年月日	実効確保の 有無・方法	勧告年月日 (要望年月日)	内 容
8	岳南朝日新聞 社 (6-5)	8. 9. 25 (6. 10. 24)	8. 10. 7 8. 11. 19 報告了承	有 口頭 (要請)	8. 11. 13	会社に再び不当労の申立てが出ることをな いよう慎重な対応をしてほしい旨を要望し た。 (審査委員名義)
	岳南朝日新聞 社 (6-5-2) (8-3)	8. 12. 24 (6. 10. 24) (8. 3. 29)	8. 12. 24 9. 1. 21 9. 1. 27 報告了承	有 文書 (要請)	9. 1. 22	会社に対し、慎重な行動をするよう、ま た、労使関係のルール作りを進めるよう要 望した。 (三者名義)
23	ワムタック (23-1)	23. 9. 30 (23. 6. 24)	23. 10. 13 23. 10. 27 報告了承	有 文書 (要請)	23. 10. 24	会社に対し、組合員の雇用契約の扱いなど に慎重な行動を取るよう強く要望した。 (三者名義)

- (注) 1 公益会議において、事実上の勧告をするか否かを、審査委員の判断に委ねる形が取られている。
2 申立年月日欄 () は、不当労働行為の申立年月日

5 県労委命令交付後の経過一覧表

番号	年	県 労 委 (平成16年まで地労委)					中 労 委	
		初 審					再 審	査 査
		事 件 名	事 件 番 号	申立て	命令(交付)	内容等		
1	25	静岡県教育委員会	24 - 31	24.12. 8	25. 8.18	却下	—	—
2	〃	富士産業	24 - 32	24.12. 9	25. 9. 8	全部救済	—	—
3	〃	芝浦機械製作所	25 - 2	25. 6.23	25. 8.23	却下	—	—
4	26	東京無線電気	26 - 1	26.1.20	26. 3. 5	却下	—	—
5	28	富士川製紙	27 - 1	27.11.18	28. 4. 9	棄却	—	—
6	29	中央興業	29 - 3	29. 5.14	29. 8.20	棄却	—	—
7	34	秋田織物整理工場	34 - 3	34. 7. 6	34.11.18	却下	—	—
8	37	村田鉄工所	36 - 6	36.12.21	37. 8.25	一部救済	—	—
9	40	はままつダンボール	39 - 5	39. 7.17	40. 3. 2	一部救済	使 40. 3.15	—
10	41	清水紙器工業	40 - 1	40. 3.17	41. 2. 4	全部救済	使 41. 2. 8	—
11	〃	御殿場自動車	40 - 3	40. 6.21	41.10.31	棄却	—	—
12	42	近鉄大一トラック	40 - 5	40.11.17	42. 2.21	一部救済	使 42. 2.27	—
13	〃	東宏生コンクリート工業	41 - 1	41. 1.17	42. 4.20	一部救済	使 42. 4.27	—
14	〃	浜松製作所	41 - 2	41. 6. 3	42. 8.16	一部救済	—	—
15	44	静岡運輸	43 - 6	43. 8. 2	44. 9.24	一部救済	使 44.10. 3	—
16	45	近鉄大一トラック	44 - 5	44. 2.14	45. 2.14	一部救済	使 45. 2.25	棄却 45. 12.16
17	〃	聯合紙器	43 - 11	43.11.20	45. 8.28	一部救済	使 45. 9. 9 労 45. 9.12	—
18	46	ひくま幼稚園	45 - 3	45. 4.14	46. 4.20	一部救済	—	—
19	〃	増進会出版社	45 - 6	45. 9. 3	46. 9.28	棄却	使 46.10. 9	—
20	〃	相生幼稚園	45 - 2	45. 2.25	46.12.17	一部救済	使 46.12.27	—
21	47	富士急行運輸	45 - 10	45.12.11	47. 2. 9	一部救済	使 47. 2.21	—
22	48	仁丹テルモ	47 - 1	併 合 47. 1.28 47. 5.17	48. 6.25	全部救済	—	—
23	〃	テルモセラミックス	47 - 6					
24	51	安田	50 - 8	50. 5.26	51. 3.12	一部救済	使 51. 3.26	—
25	〃	富士ロビン	49 - 6	49. 5.10	51.11.29	一部救済	使 51.12.14	—

(昭和25年1月～令和2年12月)

行政訴訟						緊 命 令 急 等	備 考
地 裁 提訴	裁 判決	高 裁 控訴	裁 判決	最 高 裁 上告	裁 判決		
—	—	—	—	—	—		ほか4件を併合
—	—	—	—	—	—		
—	—	—	—	—	—		
—	—	—	—	—	—		
—	—	—	—	—	—		
—	—	—	—	—	—		
—	—	—	—	—	—		
—	—	—	—	—	—		
—	—	—	—	—	—		和解 40.10.23
—	—	—	—	—	—		和解 41.11.28
労 41.12.27	命令の 一部取消 43. 2.16	使 43. 3. 6	棄却 44. 6.26	使 44. 7.14	棄却 48. 1.26	当地労委は 審査再開を決定 48. 2. 5	当地労委の関与和解 48. 4. 2
—	—	—	—	—	—		再審査取下げ 42. 9. 2
—	—	—	—	—	—		和解(初審命令履行) 42. 7.25
—	—	—	—	—	—		
—	—	—	—	—	—		和解 45.10.24
使 46. 1.23	和解 47. 1.27	—	—	—	—		東京地裁 訴訟上の和解 47. 1.27
—	—	—	—	—	—		中労委の関与和解 46. 7.20
—	—	—	—	—	—		
—	—	—	—	—	—		中労委の関与和解 47. 3. 3
—	—	—	—	—	—		中労委の関与和解 47. 6.24
—	—	—	—	—	—		中労委の関与和解 49. 3. 6
—	—	—	—	—	—		
—	—	—	—	—	—		再審査取下げ 51. 5.21
—	—	—	—	—	—		中労委の関与和解 55. 2. 5

番号	年	県 労 委 (平成16年まで地労委)					中 労 委	
		初 審					申立て	命 令
		事 件 名	事 件 番 号	申立て	命令(交付)	内容等		
26	54	村上開明堂	50 - 1	50. 2. 8	54. 2. 8	一部救済	—	—
27	〃	村上開明堂	51 - 6	51. 8.27	54. 2. 8	一部救済	—	—
28	〃	トンボ交通	53 - 3	54. 2.20	54. 9. 3	全部救済	使 54. 9.17 取下55. 2. 5	—
29	〃	電業社機械製作所	53 - 7	53. 6.27	54.10.25	一部救済	使 54.11. 6	—
30	〃	静岡相互銀行	50 - 2	50. 2.24	54.12.24	一部救済	使 54.12.26 労 55. 1. 8	一部救済 62. 6. 3
31	55	豊年製油	54 - 6	54. 5.21	55. 9. 8	全部救済	使 55. 9. 9	—
32	56	安倍川製紙	54 - 5	併 合 54. 5.21	56.11. 5	一部救済	使 56.11.13	棄却 60. 7. 9
33	〃	安倍川製紙	54 - 9					
34	〃	大昭和運輸	54 - 2	54. 1.13	56.11. 5	一部救済	—	—
35	58	昭和鋼機製作所	56 - 16	56.12. 9	58. 2. 9	全部救済	—	—
36	59	ブリジストン防振ゴム	53 - 6	53. 6.15	59. 3.30	一部救済	使 59. 4.13	—
37	〃	日軽興業	56 - 15	56.11.25	59. 3.30	全部救済	—	—
38	〃	日軽興業	57 - 4	57. 5.12	59. 3.30	一部救済	—	—
39	60	ネススル	58 - 4	併 合 58. 8. 8	60. 3.30	一部救済	使 60. 4.11 労 60. 4.13	一部救済 61. 6.18
40	〃	ネススル	58 - 5				審査の再開 7. 3.31	一部変更 8. 7.17
41	〃	河合楽器製作所	55 - 8	55. 7.22	60. 8.28	棄却	労 60. 9. 6	—
42	〃	駿河銀行	58 - 3 - 1	58. 7.29	60.12. 5	一部救済	使 60.12.18	棄却 62. 6.17
43	62	静岡相互銀行	54 - 13	併 合 54.12.26	62. 6.15	棄却	—	—
44	〃	静岡相互銀行	55 - 1			一部救済	使 62. 6.29	—
45	63	駿河銀行	58 - 3 - 2	58. 7.29	63. 2.29	全部救済	使 63. 3.10	—
46	〃	ネススル	60 - 1	60. 2.23	63. 9.29	一部救済	使 63.10. 6	棄却 (一部変更) 8. 9. 4
47	〃	大富士開発	60 - 8	60. 8.21	63.10.13	全部救済	使 63.10.27 (取下げ 63.11.29)	—
48	元	浜松市清掃公社	60 - 9	60.10. 7	元. 4.25	全部救済	—	—
49	〃	ネススル	60 - 2	併 合 60. 3.12	元. 9.18	一部救済	使 元.10. 2	棄却 9. 2. 5
50	〃	ネススル	62 - 3					

行政訴訟						緊急命令等	備考
地裁		高裁		最高裁			
提訴	判決	控訴	判決	上告	判決		
—	—	—	—	—	—		履行
—	—	—	—	—	—		履行
静岡地裁 使 54.10. 2	—	—	—	—	—		当事者の和解により 訴訟取下げ 55.12. 1
—	—	—	—	—	—		中労委の関与和解 56. 3.23
静岡地裁 使 62. 7. 1 労 62. 9. 1	—	—	—	—	—	緊急命令申立て 62. 8.25	当事者の和解により 訴訟取下げ 元. 8.17
—	—	—	—	—	—		中労委の関与和解 57. 2.13
東京地裁 使 60. 8.13	—	—	—	—	—		当事者の和解により 訴訟取下げ 63. 2. 9
—	—	—	—	—	—		履行
—	—	—	—	—	—		履行
—	—	—	—	—	—		中労委の関与和解 60. 2.28
—	—	—	—	—	—		履行
—	—	—	—	—	—		履行
東京地裁 使 61. 8. 4	棄却 2. 5.17	東京地裁 使 2. 5.29	棄却 3. 1.30	使 3. 2.14	棄却 (一部取消) 7. 2.23	緊急命令申立て 61.10.21 緊急命令認容 61.12. 4 緊急命令 一部履行 62. 5.21	訴訟上の和解により 訴訟取下げ 11.11.29
東京地裁 使 8. 8.19	一部取消 11. 2.18	東京高裁 中 11. 3. 4	取下げ 11.11.29	—	—		
—	—	—	—	—	—		中労委の無関与和解 4. 8. 6
東京地裁 使 62. 7.31	棄却 2. 5.30	東京地裁 使 2. 6.12	棄却 2.12.26	使 3. 1. 8	—		58-3-2と分離 原告と訴訟参加人の 和解により訴訟取下げ 3. 5.21
—	—	—	—	—	—		
—	—	—	—	—	—		中労委の無関与和解 元. 8.22
—	—	—	—	—	—		中労委の無関与和解 3. 5.20
東京地裁 使 8.10. 8	一部取消 12. 2.23	東京高裁 労・使 12.3. 7	棄却 13.4.9	—	—		判決確定 13.4.24
—	—	—	—	—	—		当事者の自主和解による取 下げ 63.11.29
静岡地裁 使 元. 5.23	—	—	—	—	—		原告と訴訟参加人の 和解による訴訟取下げ 4. 2.19
東京地裁 使 9. 3.17	一部取消 12. 2.23	東京高裁 労・使 12.3. 7	一部取消 13.4.9	—	—		判決確定 13.4.24

番号	年	県 労 委 (平成16年まで地労委)					中 労 委	
		初 審					申立て	命 令
		事 件 名	事 件 番 号	申立て	命令(交付)	内容等		
51	〃	東海旅客鉄道	62 - 1	62. 3.31	元.12.27	一部救済	使 2. 1.10	棄却 (一部変更) 8. 5. 8
52	2	東海旅客鉄道	62 - 2	62. 3.31	2. 8.22	一部救済	使 2. 9. 5	—
53	〃	東海旅客鉄道	62 - 6	62.10.20	2.10.22	一部救済	使 2.11. 5	—
54	4	ユーシン理化学研究所	3 - 1	3. 4.23	4. 3.18	一部救済	—	—
55	5	東海旅客鉄道	63 - 9	63.12.23	5.10.20	一部救済	使 5.11. 2	—
56	7	東海旅客鉄道	3 - 4	3.12. 5	7. 3.28	一部救済	使 7. 4.11	一部救済命令 12. 8. 4
57	〃	安倍川製紙	5 - 1	5. 5.31	7. 8.30	一部救済	—	—
58	9	幸泉荘	8 - 2	8. 2.21	9. 1.21	全部救済	—	—
59	〃	幸泉荘	8 - 6	8. 5.15	9. 4.24	一部救済	—	—
60	〃	岳南朝日新聞社	6 - 5 - 1	6.10.24	9. 5.22	一部救済	使 9. 6. 5	—
61	10	日本ジークリング	8 - 5	8. 4.26	10.10.13	一部救済	使 10.10.28	棄却 13.7.9
62	11	安倍川製紙	4 - 1	4. 7. 3	11. 3. 9	棄却	労 11. 3.19	—
63	〃	岳南朝日新聞社	6 - 5 - 2	6.10.24	11. 4.28	一部救済	使 11. 5.12	—
64	〃	岳南朝日新聞社	8 - 3	8. 3.29				—
65	〃	岳南朝日新聞社	9 - 2	9. 4. 3				—
66	〃	沼津学園	9 - 1	9. 3.26	11.11.19	一部救済	—	—
67	15	日本貨物鉄道	8 - 8	8. 5.29	15. 3.31	棄却	労 15. 4.14	—
68	16	河合楽器製作所	12 - 2	12.10.30	16. 3.15	棄却	—	—
69	〃	ネスレジャパンホールディング	14 - 2	14. 9.17	16. 4.16	一部救済	使 16. 4.28 労 16. 4.30	一部救済命令 (一部変更) 19. 9. 1
70	〃	ネスレジャパンホールディング	15 - 1	15. 5. 2				
71	〃	静岡フジカラー	13 - 1	13. 3.30	16. 8.24	棄却	労 16. 9.6	—
72	17	日本貨物鉄道	14 - 5	14.11.13	17. 4.28	一部救済	使 17. 5.12	一部変更(救済 命令取消し) 18.12.25
73	20	芙蓉技研工業	19 - 5	19. 10. 30	20. 5. 29	棄却	—	—
74	20	伊豆山タクシー	19 - 4	19. 7. 27	20. 12. 18	一部救済	使20. 1. 5	棄却 21. 11. 13

行政訴訟						緊急命令等	備考
地裁		高裁		最高裁			
提訴	判決	控訴	判決	上告	判決		
東京地裁使 8. 6.27	取消 10. 5.28	東京高裁中10. 6.11	棄却 12.11. 8	中労委 12.11.21	棄却 15.12.12		
—	—	—	—	—	—		中労委の関与和解 14. 3. 8
—	—	—	—	—	—		中労委の関与和解 14. 3. 8
—	—	—	—	—	—		命令確定 4. 4.18 履行 4. 8. 3
—	—	—	—	—	—		中労委の関与和解 14. 3. 8
東京地裁使 12. 9. 1	—	—	—	—	—		和解により取下 13.10.1
—	—	—	—	—	—		命令確定 7. 9.30 履行
静岡地裁使 9. 2.20	棄却 9. 9.26	—	—	—	—		判決確定 9.10.16 命令不履行により 東京地方検察庁へ通知 9.12.10 和解 10.11. 6
—	—	—	—	—	—		命令確定 9. 5.29 命令不履行により 東京地方裁判所へ通知 9.11.28 和解 10.11. 6
—	—	—	—	—	—		和解により取下 14. 6.21
—	—	—	—	—	—		命令確定 13.8.9
—	—	—	—	—	—		中労委の関与和解 12. 3.13
—	—	—	—	—	—		和解により取下 14. 6.21
—	—	—	—	—	—		
—	—	—	—	—	—		
—	—	—	—	—	—		命令確定 11.12.19
—	—	—	—	—	—		中労委の勧告和解 (和解の認定) 20.3.27
—	—	—	—	—	—		命令確定 16.6.15
東京地裁使19. 9.27	却下 20.6.19	東京高裁 中労委 20.7.3	取消、差戻し 20.11.12	使20.11.25	上告受理の申立て 不受理決定 22.10.19		上告を取下げ 21.1.19 和解 23.6.14
—	—	—	—	—	—		中労委の勧告和解 (和解の認定) 17.12.8
東京地裁労 19. 6.15	—	—	—	—	—		和解により取下19.11.11
—	—	—	—	—	—		命令確定20. 11. 29
—	—	—	—	—	—		命令確定21. 12. 13

番号	年	県 労 委 (平成16年まで地労委)					中 労 委	
		初 審					再 審 査	
		事 件 名	事 件 番 号	申立て	命令(交付)	内容等	申立て	命令
75	21	NTT西日本ー東海	20 - 6	20. 9. 1	21. 10. 28	棄却	労21. 11. 4	ー
76	22	王子特殊紙	20 - 2	20. 7.16	22. 1.28	却下・棄却	労22. 2.10	ー
77	〃	安田	21 - 6	21. 3.30	22. 2.16	一部救済	労22. 2.25	ー
78	〃	王子特殊紙	20 - 3	20. 7.28	22. 3.25	棄却	労22. 3.30	ー
79	23	島田理化工業	21 - 11	21. 9. 1	23. 2.10	棄却	労23.2.18 使23.2.24	ー
80	〃	アルティアセントラル	21 - 9	21. 8.25	23. 3.24	一部救済	ー	ー
81	24	ワムタック	23 - 1	23. 6.24	24. 7.12	一部救済	使24. 7.26	ー
82	24	伊豆箱根タクシー	24 - 1	24. 2. 9	24.10.25	一部救済	使24.11.7	ー
83	25	東海旅客鉄道	25 - 1	25. 6.11	26. 9. 9	一部救済	ー	ー
84	26	マルテ小林商店	26 - 2	26. 2.17	27. 2.12	棄却	ー	ー
85	27	トゥー・ワンプロモーション	27 - 1	併 合 27. 3.16 27. 7. 6	28. 4.21	一部救済	ー	ー
86	27	トゥー・ワンプロモーション	27 - 4					
87	27	石川タクシー富士宮外3社	27 - 2	27. 4.22	28.10.20	一部救済	労28.11. 2	ー
88	28	東海整備	28 - 2	28. 9.29	29. 9.21	棄却	ー	ー
89	28	沼津夜間救急医療対策協会	28 - 3	28.10.24	29.11. 9	一部救済	労29.11.20	ー
90	29	吉田機工	29 - 1	29. 1.23	30. 2. 8	一部救済	使30. 2.23	ー

行政訴訟						緊 命 令 急 等	備 考
地裁		高裁		最高裁			
提訴	判決	控訴	判決	上告	判決		
—	—	—	—	—	—		中労委の勧告和解 (和解の認定) 22.6.18
—	—	—	—	—	—		中労委の勧告和解 (和解の認定) 22.8.12
—	—	—	—	—	—		再審査申立取下げ 22.8.11 命令確定 22.3.18 命令不履行により 岐阜地方裁判所へ通知 22.11.29
—	—	—	—	—	—		中労委の勧告和解 (和解の認定) 22.10.8
—	—	—	—	—	—		再審査申立取下げ(使) 23.5.27 中労委の勧告和解 (和解の認定) 24.6.14
—	—	—	—	—	—		和解 23.6.14 命令確定 23.9.26 履 行
—	—	—	—	—	—		中労委の勧告和解 (和解の認定) 24.11.26
—	—	—	—	—	—		中労委の勧告和解 (和解の認定) 25.5.29
静岡地裁 使 26.10. 8	取消 28. 1.28	東京高裁 28. 2. 9	取消 29. 3. 9	使29.3.23	上告受理の申立て 不受理決定 29.9.12		判決確定 29.9.12 履 行
—	—	—	—	—	—		命令確定 27.8.12
—	—	—	—	—	—		命令確定 28.10.21 履 行
—	—	—	—	—	—		中労委の勧告和解 (和解の認定) 29.8.10
—	—	—	—	—	—		命令確定 30.3.21
—	—	—	—	—	—		再審査申立取下げ(労) 30.7.9 命令確定 30.5.9 履 行
—	—	—	—	—	—		中労委の関与和解 30.12.18

6 調整事件処理状況一覧表

年別 区分		S21～ 30	31～ 40	41～ 50	51～ 60	S61～ H7	H8～ 17	18～ 27	28	29	30	R1	R2	計
あ っ せ ん	解決		(1)					(1)			(2)			(4)
		96	135	77	54	44	33	51	0	2	2	1	5	500
	打切							(1)	(1)					(2)
		18	14	28	50	25	27	44	3	3	3	3	5	223
	取下				(1)									(1)
		23	18	58	16	7	15	4	0	2	0	0	1	144
調 停	規則65条2項 (不開始)													
		0	0	5	1	0	1	0	0	0	0	0	0	7
	翌年へ繰越													
		1	0	1	0	0	2	1	0	2	0	0	0	7
	合 計		(1)		(1)			(2)	(1)		(2)			(7)
		138	167	169	121	76	78	100	3	9	5	4	11	881
仲 裁	解決													
		22	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	22
	不調又は打切													
		4	0	5	0	1	0	1	0	0	0	0	0	11
	取下													
		0	1	0	0	1	0	1	0	0	0	0	0	3
仲 裁	移管													
		0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	1
	翌年へ繰越													
		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	合 計													
		26	1	5	0	2	0	3	0	0	0	0	0	37
仲 裁	取下			(1)										(1)
		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	翌年へ繰越													
		0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1
	合 計		(1)											
		0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1
総 計			(1)	(1)	(1)			(2)	(1)	0		0		
		164	169	174	121	78	78	103	3	9	5	4	11	919

注：（ ）内は、前年からの繰越し件数を別掲したものである。

7 調整事件要求事項別申請件数一覧表

年別 項目		S21～ 30	31～ 40	41～ 50	51～ 60	S61～ H7	H8～ 17	18～ 27	28	29	30	R1	R2	合計
賃金等	賃金増額	58	57	61	26	17	5	2	0	1	0	0	0	227
	賃金減額反対	3	1	0	0	0	2	3	0	0	0	1	0	10
	賃金定期払	8	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	9
	賃金体系改定	1	6	2	4	3	2	0	0	0	0	0	0	18
	特別給与金改定	9	31	39	24	7	7	1	0	0	0	0	0	118
	その他の賃金要求	0	5	1	1	3	6	10	0	0	0	0	2	28
	退職金に関する要求	26	8	2	2	2	5	2	1	1	0	0	1	50
	解雇予告手当	2	0	0	0	0	2	3	0	0	0	0	0	7
(小計)		107	109	105	57	32	29	21	1	2	0	1	3	467
給与以外の 労働条件	労働時間の変更	0	1	2	1	2	1	1	0	0	0	0	0	8
	休日・休暇に関する要求	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	1
	その他の労働条件	0	2	3	3	6	2	1	0	0	0	1	0	18
	(小計)	0	3	5	5	8	3	2	0	0	0	1	0	27
団交促進	団交開催・促進	2	14	53	48	25	24	37	2	4	1	2	4	216
	(小計)	2	14	53	48	25	24	37	2	4	1	2	4	216
経営・人事	事業の休廃止又は操業	11	3	1	2	0	0	0	0	0	0	0	0	17
	人員整理	7	1	0	1	0	3	2	0	0	0	0	0	14
	不当解雇	18	20	2	1	3	4	24	0	2	2	0	2	78
	その他の経営人事	1	2	4	4	3	4	5	0	1	2	0	1	27
	(小計)	37	26	7	8	6	11	31	0	3	4	0	3	136
その他	協約締結又は全面改訂	9	3	0	0	3	4	1	0	0	0	0	0	20
	協約の効力	7	3	0	1	1	1	1	0	0	0	0	0	14
	福利厚生施設	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	組合承認又は組合活動	0	6	1	1	1	2	5	0	0	0	0	0	16
	その他の事項	2	5	3	1	2	4	5	0	0	0	0	1	23
	(小計)	18	17	4	3	7	11	12	0	0	0	0	1	73
合 計		164	169	174	121	78	78	103	3	9	5	4	11	919

8 調整事件産業別申請件数一覧表

年 別		S21～ 30	31～ 40	41～ 50	51～ 60	S61～ H7	H8～ 17	18～ 27	28	29	30	R1	R2	合計
産業別														
A	農 業	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	1
B	漁 業	3	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	4
C	鉱 業	3	2	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	6
D	建 設 業	1	3	3	1	0	3	5	0	0	0	0	0	16
E	9 食 料 品	2	1	5	5	4	2	1	0	1	1	3	1	26
	10 飲料・たばこ製造業	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	1
	11 織 維 工 業	8	14	1	1	1	1	0	0	0	0	0	0	26
	12 木 材 ・ 木 製 品	14	5	4	2	1	1	0	0	0	0	0	0	27
	13 家 具 ・ 装 備 品	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2
	14 パルプ・紙・紙加工品	10	8	3	4	1	2	0	0	0	0	0	0	28
	15 印刷・同関連産業	6	18	1	0	0	1	0	0	0	0	0	0	26
	16 化 学 工 業	11	0	10	4	1	1	1	0	0	0	0	0	28
	17 石油製品、石炭製品	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1
	18 プラスチック製品	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	1
	19 ゴ ム 製 品	3	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	3
	20 なめし革、同製品、毛皮	5	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	5
	21 窯 業 ・ 土 石 製 品	5	2	8	4	1	0	1	0	0	0	0	0	21
	22 鉄 鋼 業	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1
	23 非 鉄 金 属	5	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	5
	24 金 属 製 品	3	2	2	4	2	2	0	0	0	0	0	0	15
	25～27 汎用・生産用・業務用機械器具	8	10	17	10	7	4	4	0	0	0	0	0	60
	28 電子部品・デバイス	0	0	4	0	0	1	2	0	0	0	0	0	7
	29 電 気 機 械 器 具	5	1	8	7	—	2	2	0	0	0	0	0	25
	30 情報通信機械器具	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	1	2
	31 輸 送 用 機 械 器 具	12	19	9	10	1	0	3	0	0	0	0	0	54
	32 そ の 他 の 製 造 業	11	12	12	2	1	1	4	0	0	0	0	0	43
(小計)		111	92	85	53	20	19	19	0	1	1	3	3	407
F 電気・ ガス・水道業	33 電 気 業	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1
	36 水 道 業	0	0	1	3	1	0	0	0	0	0	0	0	5
(小計)		0	0	2	3	1	0	0	0	0	0	0	0	6
G	情 報 通 信 業	19	0	0	0	1	0	3	0	0	0	0	0	23
H 運輸業	42 鉄 道 業	11	6	1	0	1	0	0	0	0	0	0	0	19
	43 道路旅客運送業	2	20	12	7	5	2	4	0	0	1	0	0	53
	44 道路貨物運送業	1	20	14	7	8	20	12	0	2	0	0	1	85
	47 倉 庫 業	0	0	0	0	1	0	1	0	0	0	0	0	2
	48 運輸に付帯するサービス業	0	0	1	0	0	0	1	0	0	0	0	0	2
(小計)		14	46	28	14	15	22	18	0	2	1	0	1	161
I	卸 売 ・ 小 売 業	2	9	14	9	1	7	6	0	1	0	0	2	51
J	金 融 ・ 保 険 業	0	2	9	3	10	4	0	0	0	0	0	1	29
K	不 動 産 業	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	1
L	学術研究・専門・技術サービス業	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	1
M	宿 泊 ・ 飲 食 サービス 業	0	0	0	0	0	1	5	0	0	0	0	1	7
N	生活関連サービス・娯楽業	3	0	0	4	1	1	0	0	0	0	0	0	9
O	教 育 ・ 学 習 支 援 業	1	1	12	9	3	6	7	0	1	2	0	0	42
P 医療 ・福祉	83 医 療 業	3	5	3	3	4	2	1	0	1	0	1	1	24
	85 社会保険・社会福祉・介護	0	0	0	0	1	3	8	0	1	0	0	0	13
(小計)		3	5	3	3	5	5	9	0	2	0	1	1	37
Q	複合サービス事業(郵便局、協同組合等)	0	0	6	7	11	1	4	0	0	0	0	0	29
R サービス事業 (他に分類されないもの)	88 廃 棄 物 処 理 業	0	2	2	7	3	1	1	0	0	0	0	0	16
	90 機 械 等 修 理 業	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	1
	91～92 労働者派遣・その他の事業サービス業	0	0	0	0	1	3	20	1	1	0	0	2	28
	93 政治・経済・文化団体	0	0	0	0	0	0	0	0	1	1	0	0	2
	94 宗 教	0	0	0	0	2	0	0	0	0	0	0	0	2
	95 そ の 他 の サービス 業	4	5	9	5	3	2	2	0	0	0	0	0	30
(小計)		4	7	11	12	9	6	23	2	2	1	0	2	79
S	公 務	0	0	0	0	0	0	3	1	0	0	0	0	4
T	その他(分類不能の産業)	0	1	1	2	0	2	0	0	0	0	0	0	6
合 計		164	169	174	121	78	78	103	3	9	5	4	11	919

9 調整事件年次別終結所要日数一覧表

年別 所要日数	S21～ 30	31～ 40	41～ 50	51～ 60	S61～ H7	H8～ 17	18～ 27	28	29	30	R1	R2	合計
5日以内	28	31	38	16	6	3	1	0	0	0	0	1	124
6～10日	15	43	26	18	11	7	4	0	1	0	1	0	126
11～15日	12	22	30	14	9	10	5	0	0	0	1	0	103
16日～1月 (16～30日)	36	38	33	28	20	17	25	1	1	3	1	0	203
1月超 ～2月以内 (31～60日)	30	21	23	23	13	18	42	2	3	2	0	5	182
2月超 ～3月以内 (61～90日)	7	9	13	6	6	10	19	0	2	1	1	2	76
3月超 ～6月以内 (91～180日)	28	2	9	8	12	10	7	1	0	1	0	3	81
6月超 (181日～)	8	3	2	8	1	1	0	0	0	0	0	0	23
合計	164	169	174	121	78	76	103	4	7	7	4	11	918

注1 繰越事件は終結年に計上。

注2 平成25年の移管1件は本表集計から除く。

注3 所要日数とは、調整員指名から終結までの日数を示す。

１０ 労働争議実情調査件数一覧表

年 別 項 目		S26～ 30	31～ 40	41～ 50	51～ 60	S61～ H7	H8～ 17	18～ 27	28	29	30	R1	R2	合計
件 数		53	363	668	665	609	812	676	82	86	64	50	51	4,179
組合員数		10,629	234,790	360,626	239,682	166,908	177,288	125,294	17,142	15,021	12,304	8,257	10,162	
事業の 種類	陸運 (旅客)	12	156	197	132	138	102	101	11	8	10	8	9	884
	陸運 (貨物)	2	105	285	178	122	226	162	16	17	13	12	9	1,147
	水船 (渡船)	0	11	8	7	0	0	0	0	0	0	0	0	26
	医 療	0	46	130	227	307	399	323	40	47	29	20	24	1,592
	その他	39	45	48	121	42	85	90	15	14	12	10	9	530
	計	53	363	668	665	609	812	676	82	86	64	50	51	4,179
交 渉 事 項	賃上げ	9	152	250	246	229	381	304	53	42	35	36	42	1,779
	年間臨給	0	40	59	4	7	0	0	0	6	5	0	0	121
	夏季一時金	5	42	94	118	80	88	106	7	9	2	4	2	557
	年末一時金	8	44	141	150	129	217	182	22	26	17	9	6	951
	労働協約	1	34	52	53	24	7	0	0	0	0	0	0	171
	解雇撤回	10	17	3	1	2	1	0	0	0	0	0	0	34
	そ の 他	20	34	69	93	138	118	84	0	3	5	1	1	566
	計	53	363	668	665	609	812	676	82	86	64	50	51	4,179
争 議 行 為 (注)	有	不明	136	281	99	112	47	32	6	4	6	6	1	730
	無	不明	227	387	566	497	765	644	76	82	58	44	50	3,396
	計	0	363	668	665	609	812	676	82	86	64	50	51	4,126
調 査 動 機	予告による	0	286	645	665	609	809	676	82	86	64	50	51	4,023
	労政からの 相談	1	15	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	16
	労使からの 相談	51	57	0	0	0	3	0	0	0	0	0	0	111
	そ の 他	1	5	23	0	0	0	0	0	0	0	0	0	29
	計	53	363	668	665	609	812	676	82	86	64	50	51	4,179
調 査 結 果 又 は 終 結 事 項	解 決	18	298	529	563	472	431	351	23	32	32	24	19	2,792
	移 行	30	37	53	5	2	0	0	0	0	0	0	0	127
	打 切	5	18	78	52	62	237	252	26	39	21	11	9	810
	繰 越	0	10	8	45	73	144	73	33	15	11	15	23	450
	計	53	363	668	665	609	812	676	82	86	64	50	51	4,179

注 「争議行為」欄については、昭和26年から30年までは資料がないため件数不明である。

11 個別的労使紛争のあっせん事件処理状況一覧表

年別 処理 状況	H13 ～19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	R1	R2	合計
解決	56	(1) 8	(2) 9	5	3	6	5	8	8	(1) 7	6	5	2	(1) 2	(5) 130
打切	45	11	(2) 7	5	3	4	4	8	4	6	6	10	11	(1) 3	(3) 127
取下	15	2	3	0	0	0	0	1	0	1	4	1	0	0	27
不開始	0	0	0	0	1	1	1	0	0	0	1	0	0	0	4
翌年へ 繰越	1	4	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	2	6	14
計	117	(1) 25	(4) 19	10	7	11	10	17	13	(1) 14	17	16	15	(2) 11	302

注1 各年の()内は、前年からの繰越し件数を別掲したものである。

注2 打切りはあっせんを行ったもののほか不応諾によるものを含む。

12 個別的労使紛争のあっせん事件紛争内容別申請件数一覧表

紛争内容		年別															合計
		H13 ～ 19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	R1	R2		
経営又は人事	解雇	28	8	8	6	1	2	2	8	6	6	1	3	5	5	89	
	配置転換・出向・転籍	7	0	3	0	1	0	0	0	0	0	0	1	1	0	13	
	復職	1	0	2	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	4	
	懲戒処分	1	0	0	0	0	0	1	0	1	1	0	0	0	0	4	
	退職	3	0	1	1	1	4	4	2	0	0	0	0	1	1	18	
	勤務延長・再雇用	2	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	3	
	その他経営又は人事	1	0	0	0	0	0	0	1	1	1	2	2	0	0	8	
	小計	43	8	15	7	3	6	7	11	8	8	4	6	7	6	139	
賃金等	賃金未払い	3	2	1	0	0	1	0	1	0	2	1	0	0	1	12	
	賃金増額	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	
	賃金減額	3	1	0	1	0	0	1	0	1	0	1	0	0	0	8	
	一時金	3	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	4	
	退職一時金	44	4	2	1	2	3	0	1	0	0	7	1	1	1	67	
	解雇手当	13	7	0	0	0	0	0	1	0	0	1	0	1	1	24	
	休業手当	1	0	1	0	0	1	0	0	2	0	0	1	0	0	6	
	諸手当	1	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	2	
	その他賃金	1	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	2	1	1	6	
	年金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
小計	69	14	4	2	3	5	1	4	4	3	10	4	3	4	130		
労働条件等	労働契約	0	1	0	0	0	0	0	0	0	1	1	0	0	0	3	
	労働時間	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	
	休日・休暇	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	1	0	0	2	
	年次有給休暇	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	育児休業・介護休暇	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	
	時間外労働	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	安全・衛生	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	1	
	福利厚生制度	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	社会保険	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	労働保険	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	その他の労働条件等	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	
	小計	2	2	0	0	1	0	0	0	0	1	2	1	0	0	9	
職場の 人間 関係	セクシャルハラスメント	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	嫌がらせ	0	0	0	1	0	0	2	1	1	2	0	5	5	1	18	
	小計	0	0	0	1	0	0	2	1	1	2	0	5	5	1	18	
その他		3	1	0	0	0	0	0	1	0	0	1	0	0	0	6	
合 計		117	25	19	10	7	11	10	17	13	14	17	16	15	11	302	

13 個別的労使紛争のあっせん事件産業別申請件数一覧表

産業別		年別	H13～ 19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	R1	R2	合計
A 農業			0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	1
D 建設業			8	0	0	1	1	0	2	0	0	2	1	0	0	0	15
E 製造業	9	食料品	6	2	0	0	1	3	1	0	1	0	2	2	0	2	20
	10	飲料・たばこ・飼料	1	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	3
	15	印刷・同関連業	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	1	0	0	0	2
	16	化学工業	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	1	0	0	0	2
	18	プラスチック製品	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1
	19	ゴム製品	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1
	23	非鉄金属	3	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	4
	24	金属製品	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2
	25～27	汎用・生産用・業務用機械器具	1	1	0	1	0	0	0	2	2	0	0	1	0	0	8
	28	電子部品・デバイス	3	0	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	5
	29	電気機械器具	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	1
	31	輸送用機械器具	3	3	0	0	0	1	1	1	0	0	0	1	1	0	11
	32	その他の製造業	4	0	2	0	0	0	0	1	1	1	0	0	1	1	11
	(小計)		25	8	5	1	1	5	2	5	4	1	5	4	2	3	71
F 電気・ガス・水道業	33	電気業	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	1
	34	ガス業	3	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	4
	36	水道業	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	1
	(小計)		3	1	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	1	0	6
G 情報通信業	39	情報サービス業	0	3	0	1	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	5
	40	インターネット付随サービス業	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1
	41	映像・音声・文字情報製作業	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1
	(小計)		0	4	0	1	1	0	0	0	1	0	0	0	0	0	7
H 運輸業	42	鉄道業	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1
	43-1	道路旅客運送業(バス専業)	4	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	6
	43-2	道路旅客運送業(タクシー業)	3	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	3
	44	道路貨物運送業	3	1	0	0	0	0	1	2	0	0	0	1	0	0	8
	45	水運業	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1
	47	倉庫業	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1
	48	運輸に附帯するサービス業	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1
	(小計)		13	3	1	0	0	0	1	2	0	0	0	1	0	0	21
I 卸売、小売業			12	1	2	1	0	1	1	3	2	4	0	0	1	1	29
J 金融、保険業			0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	1
K 不動産業			2	0	0	0	0	1	0	0	0	0	1	0	1	0	5
L 学術研究・専門技術サービス業	72	専門サービス業(他に分類されないもの)	1	0	1	0	0	1	0	1	0	0	0	0	0	0	4
	73	広告業	1	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2
	(小計)		2	0	2	0	0	1	0	1	0	0	0	0	0	0	6
M 宿泊・飲食サービス業	75	宿泊業	2	0	1	1	0	0	2	1	1	0	0	0	0	0	8
	76	飲食店	2	1	0	0	0	0	0	0	1	0	1	1	1	0	7
	77	持ち帰り・配達飲食サービス業	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	1	2
	(小計)		4	1	1	1	0	0	2	1	2	1	1	1	1	1	17
N 生活関連サービス・娯楽業	78	洗濯・理美容・浴場業	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	1
	79	その他の生活関連サービス業	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1
	80	娯楽業	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	2
	(小計)		2	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	1	0	4
O 教育・学習支援業			2	2	0	0	0	1	0	1	0	0	1	0	1	0	8
P 医療・福祉	83	医療業	12	0	0	1	2	1	1	0	1	2	2	0	4	2	28
	85	社会保険・社会福祉・介護事業	5	1	0	0	2	0	0	3	1	2	3	3	0	2	22
	(小計)		17	1	0	1	4	1	1	3	2	4	5	3	4	4	50
Q 複合サービス事業	86	郵便局	0	0	0	1	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	2
	87	協同組合等、他に分類されないもの	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1
	(小計)		1	0	0	1	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	3
R サービス事業(他に分類されないもの)	88	廃棄物処理業	0	0	0	1	0	0	0	1	0	0	1	0	0	0	3
	90	機械等修理業	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1
	91・92	労働者派遣・その他の事業サービス業	24	3	7	2	0	0	1	0	2	1	1	4	2	2	49
	93	政治・経済・文化団体	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2	0	0	4
	(小計)		26	4	7	3	0	0	1	1	2	1	2	6	2	2	57
T その他(分類不能の産業)			0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1
合 計			117	25	19	10	7	11	10	17	13	14	17	16	15	11	302

14 個別的労使紛争のあっせん事件年次別終結処理日数一覧表

年別 処理日数	H13 ～19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	R1	R2	合計
5日以内	5	0	1	0	0	0	1	0	0	0	1	0	0	0	8
6～10日	11	0	2	1	3	2	2	2	0	1	0	1	0	0	25
11～15日	20	2	1	1	0	1	1	1	4	1	4	0	1	0	37
16日～1月 (16～30日)	47	6	5	1	3	5	2	5	4	3	5	8	1	2	97
1月超 ～2月以内 (31～60日)	30	10	10	6	1	3	4	8	4	8	4	3	8	3	102
2月超 ～3月以内 (61～90日)	0	4	3	1	0	0	0	1	0	2	1	3	3	2	20
3月超 ～6月以内 (91～180日)	3	0	1	0	0	0	0	0	0	0	2	1	0	0	7
6月超 (181日～)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
合計	116	22	23	10	7	11	10	17	12	15	17	16	13	7	296

注1 繰越事件は終結した年に計上。

注2 処理日数とは、申請から終結までの日数を示す。

15 静岡県労働委員会の沿革と権限

(1) 沿革

時 期	内 容
昭和 20 年 12 月～ 昭和 21 年 3 月	昭和 20 年 12 月に制定された労働組合法（昭和 24 年の全文改正前のいわゆる「旧法」）により労働委員会制度が設けられ、翌 21 年 3 月 1 日同法施行と同時に、国に中央労働委員会、各都道府県に地方労働委員会が設置された。 旧法の下における労働委員会の職務は、労働組合の資格に関する決議、組合解散についての裁判所への申立て、不当労働行為の処罰請求、団体交渉のあっせん、労働争議の調停及び仲裁などであった。また、委員の任期は 1 年であった。
昭和 21 年 3 月～ 4 月	【静岡県地方労働委員会の発足】労組法施行日の昭和 21 年 3 月 1 日に労働者委員と使用者委員の各 5 人が、同年 3 月 31 日に第三者委員 5 人がそれぞれ委嘱され、同年 4 月 6 日に第 1 回総会が開催された。
昭和 21 年 10 月	9 月に公布された労働関係調整法が施行され、労働争議の調整にあっせんが加わるとともに、あっせん、調停、仲裁等の諸手続規定が明確になって、労働委員会の行う調整機能が具体化された。
昭和 23 年 7 月	マッカーサー書簡に基づく政令第 201 号が公布され、公務員に関する争議の調整は労働委員会の職務から除外された。
昭和 24 年 6 月	労働組合法が全面的に改正され、第三者委員は「公益委員」と改称された（なお改正労働組合法を、旧法と区別して「新法」という）。 また、職務については労働組合が届出主義から自由設立主義になったことに伴い、組合の資格認否に関する決議、解散についての裁判所への申立てなどが消滅した。 不当労働行為救済制度は処罰請求主義から原状回復主義に改められ、処分についても三者構成から公益委員のみが参与するよう変更され、労使委員は決定に先立つ審問に参与するだけとなった。
昭和 24 年 8 月	中央労働委員会は、改正労働組合法に基づいて中央労働委員会規則を制定した。
昭和 27 年 7 月	労働組合法及び労働関係調整法の改正により、調整事件における組合の資格審査が廃止された。また、公益事業における争議行為に予告制度が採用された。
昭和 27 年 10 月	上記と同時に制定された地方公営企業労働関係法が施行され、地方公営企業の職員及び現業関係の地方公務員には原則として労働組合法及び労働関係調整法が適用されることとなった。

昭和 37 年 10 月	行政事件訴訟法及び行政不服審査法の施行に伴って、労働組合法の訴訟に関する規定が改正された。
昭和 37 年 11 月	上記に関連して、中央労働委員会は、中央労働委員会規則の改正を行い、呼称も「労働委員会規則」と改められた。
昭和 40 年 5 月	I L O 87 号条約の批准に伴い地方公営企業労働関係法が一部改正され、同法第 5 条第 2 項（非組合員の範囲の認定、告示）の事務が労働委員会の職務に加わった。
昭和 41 年 4 月	労働組合法が改正され、労働委員会の委員の任期が従来の 1 年から 2 年に延長された。
昭和 60 年 4 月、 昭和 62 年 4 月	昭和 60 年 4 月、日本電信電話公社と日本専売公社は、民営化により公共企業体等労働関係法の公共企業体等から除外され、これら旧 2 公社は労働組合法の適用を受け、労働委員会の管轄となった。 また昭和 62 年 4 月に日本国有鉄道は、民営化により公共企業体等労働関係法の公共企業体等から除外され、労働組合法の適用を受け、労働委員会の管轄となった。 なお、旧 3 公社が民営化された結果、公共企業体等労働関係法が一部改正され、公共企業体等労働委員会は昭和 62 年 4 月 1 日から国営企業労働委員会となった。
昭和 63 年 10 月	郵政、林野、印刷、造幣の国営四現業の労使紛争を扱ってきた国営企業労働委員会が中央労働委員会に吸収統合された。なお、この改正と同時に労働組合法 19 条も改められ、地方労働委員会の設置規定が労働組合法 19 条の 12 として独立に設けられた。
平成 12 年 4 月	地方分権一括法の施行に伴い、国の機関委任事務制度が廃止され、地方労働委員会事務は自治事務に改められた。
平成 13 年 5 月	5 月 1 日から、地方自治法 180 条の 2 に基づき、知事から「個別的労使紛争のあっせんに関する事務」の委任を受け、県中小企業労働相談所等と連携のうえ個々の労働者と使用者との間で起きた個別的労使紛争のあっせんを新たに行うこととした。
平成 16 年 11 月	11 月 10 日、労働組合法の一部が改正され、不当労働行為審査制度について、審査の迅速化及び的確化を図る必要があることから、審査手続及び審査体制を整備した。また、地方労働委員会の名称が、都道府県労働委員会に変更された。この改正法の施行日は、平成 17 年 1 月 1 日とされた。
平成 20 年 10 月	10 月 1 日、船員の労使紛争を扱ってきた船員労働委員会が廃止され、船員の集団的労使紛争処理に係る事務が中央労働委員会及び都道府県労働委員会に移管された。

（２）権 限

労働委員会は、労働組合法によって設けられた、労使紛争を解決するための行政委員会である。その権限は、大別すれば、不当労働行為の審査・判定を行う機能ないし権限（準司法的機能）と、労働争議のあっせん・調停・仲裁を行う機能ないし権限（調整機能）及びその他の権限である。

	職務権限	根拠法
①	労働組合の資格審査を行うこと	労組法 5・11 条、 地公労法 4 条
②	不当労働行為の審査を行うこと	労組法 27 条
③	労働協約の地域的拡張適用の決議を行うこと	労組法 18 条
④	労働争議のあっせん、調停及び仲裁を行うこと	労組法 20 条、 労調法 10～35 条、 地公労法 4・14・15 条
⑤	特別調整委員設置等についての意見を述べる事又はその人数について同意を行うこと	労調法施行令 1 条の 6
⑥	争議行為発生届を受理すること	労調法 9 条
⑦	公益事業に関する争議行為予告通知を受理すること	労調法 37 条
⑧	労働関係調整法 37 条違反に対して処罰請求を行うこと	労調法 42 条、 労調法施行令 11 条
⑨	事務を行うために必要があると認めたとき、出頭、報告の提出、帳簿書類の提出を求め、又は事業場に臨検し、業務状況等の検査を行うこと	労組法 22 条
⑩	地方公営企業等の職員の非組合員の範囲を認定し、告示を行うこと	地公労法 5 条 2 項
⑪	事業所において同盟罷業又は作業所閉鎖に至るおそれの多い争議が発生していること、及び無制限に求職者を紹介し又は労働者派遣がされることによって当該争議の解決が妨げられることを公共職業安定所に通報すること	職業安定法 20 条、 労働者派遣法 24 条
⑫	個別的労使紛争のあっせんを行うこと。	地方自治法 180 条の 2 個別労紛法 20 条

以上の権限のうち、①②⑧⑩の事項は公益委員のみの権限に属している（労組法 24 条、地公労法 16 条の 2）。

静岡県労働委員会年報
—令和２年版—

令和３年３月発行

編集 静岡県労働委員会事務局
発行 〒420-8601 静岡県静岡市葵区追手町 9－6
電話 0 5 4－2 2 1－2 2 8 6
FAX 0 5 4－2 2 1－2 8 6 0